

# 70

70th Disclosure  
2023

# SUKUMO SHOGIN



宿毛商銀信用組合  
第70期  
ディスクロージャー誌  
自 令和 4年4月 1日  
至 令和 5年3月31日

ごあいさつ	1
経営理念	2
「地域の発展」と共に成長する金融	2
貸出フィールドセールス(FS)の実施	3
事業承継支援サービス「TRANBI(トランビ)」 との業務提携	3
営業車の安全運転・交通事故防止	3
愛南町・第一勧業信用組合 調印式	4
第69期総代会	4
塩沢信用組合 視察・来組研修	4
文化的・社会的貢献活動	5
事業の組織	6
役員一覧	6
組合員、出資金の推移	6
金融ADR制度の対応	7
キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策	8
金融商品に係る勧誘方針	8
取引時確認に関するお願い	9
与信取引に関する説明態勢	9
『経営者保証に関するガイドライン』 への取組方針」及びその取組状況	9
<b>経理・経営内容</b>	
貸借対照表及び記載上の注意	10
損益計算書及び記載上の注意	15
剰余金処分計算書	15
業務粗利益及び業務純益等	16
経費の内訳	16
役務取引の状況	16
受取利息及び支払利息	16
主要な経営指標の推移	16
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	17
オフバランス取引の状況	17
総資産利益率等	17
総資金利鞘等	17
その他業務収益の内訳	17
有価証券の評価損益	18
預貸率および預証率	18
1店舗当たりの預金および貸出金残高	18
職員1人当たりの預金および貸出金残高	18

<b>資金調達</b>	
預金種目別平均残高	18
預金科目別残高	18
預金者別預金残高	18
預金科目別平均残高	18
<b>資金運用</b>	
貸出金種類別残高	19
貸出金種類別平均残高	19
有価証券種類別残高	19
有価証券種類別平均残高	19
有価証券種類別残存期間別残高	19
有価証券の時価等情報	20
貸出金業種別残高、構成比	21
貸倒引当金内訳	21
貸出金の償却状況	21
有価証券減損処理状況	21
貸出金使途別残高	21
消費者ローン、住宅ローン残高	21
貸出担保別残高	21
リスク管理債権及び同債権に対する保全額	21
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	22
リスク管理方針・体制について	23
<b>事業年度の開示事項</b>	
自己資本の構成に関する事項	26
自己資本の充実度に関する事項	28
法令等遵守体制について	33
主要な事業内容	34
窓口・ATM振込手数料一覧表	35
総代会に関する情報開示	36
総代選挙規約	36
総代の選挙区及びその定数	40
総代氏名一覧	40
総代の属性別構成比	40
第70期通常総代会の決議事項	41
職員出身者以外の理事の登用状況の開示	41
報酬体系について	41
職員紹介	43
営業のご案内	44
店舗一覧	45

## ごあいさつ



令和4年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の終息は見通せないものの、ワクチン接種や感染予防対策の浸透等により行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化に向けて明るい兆しが見えてきました。またロシアによるウクライナ軍事侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等から、日常生活と密接な関係にあるエネルギー価格や食料品などの値上げが続いており、実質所得の低下による消費者マインドの冷え込みからの消費への影響、そして企業収益の下振れによる設備投資への影響が懸念されております。

こうした情勢のもと米欧の中央銀行は、インフレ抑制に向けた金融政策の転換により、ハイペースかつ大幅な政策金利の引き上げをおこなっています。

一方、日本においてはコロナ禍からの景気回復を優先する観点から、日本銀行は大規模な金融緩和政策を継続していましたが、昨年末の金融政策決定会合で緩和政策を一部修正を決定したことから、これに伴う市場環境への影響も注視していく必要があります。

我々地域金融機関は、顧客本位の業務運営という大命題のもとで、地域密着型経営の強みである機敏なフットワークを活かし、経営基盤である組合員の皆様との関係を強固なものとし、きめ細かな活動と人の温もりを大切にされた親身なコンサルティング機能等の発揮により、持続可能なビジネスモデルを構築するとともに、これまでの資金繰り支援はもとより、事業者の経営の持続性を確保するための方策として、政府の支援施策の活用等にも積極的に取り組み、地方創生・地域の活性化に向けて貢献していくことが求められています。

そうした中、宿毛商銀信用組合は、令和5年4月28日に『組合創立70周年』を迎えることが出来ました。当組合は戦後の混乱が尾を引く昭和28年4月に、商工業者・勤労者の相互扶助と金融の円滑化をはかるため、宿毛市小筑紫町に小筑紫町信用協同組合の名称で発足し、昭和33年5月に宿毛商銀信用組合に名称変更し現在に至ります。営業エリアを高知県宿毛市・四万十市・土佐清水市・幡多郡一円・愛媛県南宇和郡愛南町に拡大して、地域社会の発展に貢献できるよう、役職員一丸となって営業基盤の拡充、体制の強化に努めて参りました。その結果、期末の預金積金は21,732百万円(対前期末比535百万円の増加)、貸出金は9,634百万円(対前期末比353百万円の増加)となり、当期純利益は32百万円を計上することができました。これまで預金積金・貸出金残高とも21年連続で増加傾向を辿っております。こうした利益確保の継続と健全経営の推進により、健全性の指標である自己資本比率は8.16%となり、国内基準の4.0%を優に超える経営比率となりました。

このような結果をあげることができましたのも、皆様方の変わらぬお引き立ての賜であり、心より感謝申し上げます。

今後も全役職員が団結し、当地域に本店を置く唯一の地域金融機関として、質の高い金融仲介機能を発揮して、70周年に満足することなく、100周年、150周年と未来永劫に続く「宿毛商銀信用組合」となるよう、役職員一同さらに努力していく所存でございます。

つきましては、今後とも倍旧のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

令和5年6月

理事長 井上 龍也

1. 地域社会の発展に寄与し、地域住民の生活向上に貢献する
2. 信用組合の社会的責任と使命を絶えず念頭におき健全な業務運営を通じて組合員、取引先からの揺ぎ無い信頼を確立する

## 「地域の発展」と共に成長する金融

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### ●中小企業（小規模事業者を含む）の経営支援に関する取組み方針

当組合では中小企業への経営支援として、金融円滑化法が制定される以前から、通常の業務の一環として融資先の条件変更等の取組みを実施しており、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、顧客対応方針に変わりなく、こうした事業再生支援への取組みを積極的に行っていく事が、地域経済の活性化、及び不良債権発生防止の未然防止に繋がっていることから、引続き取引先からの債務の返済猶予や条件変更、さらには新規融資や追加融資にも積極的に取組んで行くこととしています。

その具体的取組施策として、得意先活動に重点をおき、他の金融機関との差別化を図り、小口融資とお客さまからの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく融資提案型セールス・ローラー活動や貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、親密度の向上、定性情報の収集により、お客さまの資金需要に応じていく態勢を整えています。

これからも地域経済の活性化や資金需要に対して、より積極的に対応していくこととしています。

### ●中小企業の経営支援・改善に関する態勢整備（外部専門家、外部機関等との連携を含む）の状況

当組合では本部に「経営支援課」を設置し、お客さまからの要望を待つのではなく、得意先活動等により訪問、広報活動を行う等の提案活動も実施する態勢（得意先人員の充実等）を構築しております。また目利き能力向上等のため、外部研修会の受講、内部集合研修、業務推進会議等で、随時・勉強会を行いスキルアップを図っています。

さらに高知県よろず支援拠点、高知県信用保証協会、高知県中小企業活性化協議会、他の金融機関等との連携や、税理士や商工会議所の経営指導員とも連携し、適宜紹介を行い、支援を行っていく態勢としています。

### ●中小企業の経営支援に関する取組み状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）

- ①創業・新規事業開拓の支援等
- ②成長段階における支援
- ③経営改善・事業再生・業種転換等への支援
- ④経営支援課の発足による態勢の整備

具体的取組として、これまで継続している融資推進活動（過去から継続している融資提案型セールスローラー活動や貸出フィールドセールス等の強化）を展開し、地域経済の活性化に取組み、特に事業先等への融資ローラー活動を強化するために、顧客への説明態勢の研修の実施、継続訪問・ニーズの把握・提案セールス活動等のスキルアップを図り、地域に根を下ろした金融活動に取組んでいます。

こうした取組みにより、不良債権比率も低位で推移しており、新規融資残高の増加にも繋がり、当組合の業務が全体的に好循環になっています。

また今後も経営支援の一環として、「5ヵ年経営改善計画書（分析資料）」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」等を作成・分析し、条件変更先の経営状況、全国平均との比較、弱点の洗い出し等をおこない、これらに基づき「5ヵ年経営改善計画書（実証計画）」を作成して経営改善に当たり進捗状況管理を実施しています。さらに「経営状況に関する期中管理簿」にもとづき、担当者等が半期に1度の割合で債務者と面談し、実態把握、進捗状況管理、要望・相談を受け、債務者の方々にアドバイスを行っていく取組みを実施しています。

### ●地域の活性化に関する取組状況

地域活性化に向けた取り組みとして、得意先活動に重点をおき、他の地域金融機関との差別化を図り、付加価値の高い金融商品・サービスを提供するために、小口多数融資と営業店による融資提案型セールス・ローラー活動（お客さまからの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく方法）、貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、より一層、お客さまよりの資金需要に懇切・丁寧かつ迅速に対応していくことが、地域経済活性化に繋がるものと認識し重点課題として取り組んでいます。

また、地域経済の活性化を目指す為には、何と言っても競争の源泉は人であり、その人材の育成が最も重要な課題と考え、今後もこれまでに以上に、人材育成には特に力を入れていくべきと考え取組んでいくこととしています。

さらに関連する市町村、商工会議所、商工会とも連携し、地域経済発展の一助を担ってまいります。

# 貸出フィールドセールス（FS）の実施

2022年5月26日（木）  
第9回 貸出FS実施



2022年7月16日（土）  
第10回 貸出FS実施



2022年11月10日（木）  
第11回 貸出FS実施



2019年から実施している、貸出フィールドセールスにおいて、今期は全3回の開催となりました。より多くの地元企業様の声を聴かせていただく為、未取引企業様を中心に面談アポイントを行い、貴重な意見や有益な情報を頂くことができました。

### 事業承継支援サービス「TRANBI（トランビ）」との業務提携

当組合は、事業承継問題を抱える中小企業事業者様への事業承継支援サービスを提供することを目的として、国内最大級の事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI（トランビ）」と平成31年4月にビジネスマッチング契約を締結しました。

株式会社トランビは、現在大きな社会問題となっている事業承継問題に対して、オンラインM&Aという手段を活用してコストを極力抑えながら解決すべく、国内最大級のM&Aプラットフォーム「TRANBI」を運営している会社です。事業承継、M&Aについてお悩みのお客さまは、ぜひ当組合へご相談ください。

今後も皆様のお役に立てる信用組合を目指し続けます!!!

**しくも商銀 × TRANBI**

事業承継マッチングサービス

中小企業・個人事業の  
**事業承継なら  
おまかせください!**

事業承継・M&Aでお聞きする悩み

- ① 事業規模が小さくて専門家に相談できない
- ② 事業承継をしたいが初期費用などの手数料が高すぎる
- ③ 事業の承継先が見つからない

**ご安心ください!**  
トランビですべて解決できます!

トランビは、事業承継において課題のある中小企業の経営者、個人事業主と、事業承継先を探す企業をマッチングするM&Aサービスです。

- ① トランビなら**事業規模の条件無し!**
- ② トランビなら**売り主様は手数料も完全無料!**
- ③ トランビなら**平均11社の承継先が見つかる!**

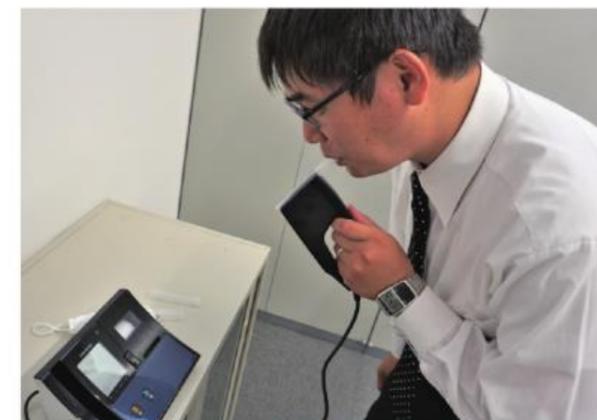
**TRANBI** 事業承継で悩む方にお役立ちのプラットフォーム

https://www.tranbi.com/ 電話 03-5843-8170

トランビ ご登録の際は組合コード「SKSSKM」をご入力ください。

### 営業車の安全運転・交通事故防止

2022年4月から、営業職員はじめ営業車を使用する職員には、外出時と帰社時に必ず、アルコール検知器によるアルコールチェックを行うことを義務づけました。また、安全運転責任者を設置し、責任者の指導の下、万一の事態を起こさぬよう、注意喚起し日々の業務に臨んでいます。



愛南町・第一勧業信用組合・宿毛商銀信用組合との  
地域創生包括連携に関する協定書 調印式



令和4年4月27日(水) 愛南町・第一勧業信用組合・宿毛商銀信用組合は「地域創生包括連携に関する協定書」に調印いたしました。  
宿毛商銀信用組合では、取引先に東京圏におけるビジネスチャンスを提供するため、第一勧業信用組合と業務連携協定を締結しており、このたび都市部での地域製品の販路拡大並びに観光振興・誘致に取り組む愛媛県南宇和郡愛南町にも連携を持ちかけ、自治体を巻き込んだ「地産都消」に取り組んでおります。  
写真左より  
全国信用協同組合連合会広島支店長・尾形学氏/愛南町長・清水雅文氏/宿毛商銀信用組合・井上龍也

文化的・社会的貢献活動

第23回 宿毛商銀グラウンドゴルフ大会 令和4年6月2日(木)



新型コロナウイルス感染症の影響で様々なイベントが中止や延期となっている中、宿毛商銀信用組合主催のグラウンドゴルフ大会が盛大に開催されました。毎年、役職員も参加者となって楽しんでいましたが、今回は平日開催ということもあり、役職員は不参加でしたが、近隣市町村から200名以上の参加者となりました。

第69期総代会 令和4年6月14日(火)



令和4年年度の第69期総代会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前年に引き続き出席総代の人数を最小限に抑え開催いたしました。  
今回の総代会では、長年勤めていただいた役員4名(松田典夫氏、山本勝敬氏、中村隆良氏、米花國夫氏)が任期満了による退任となり、新たに3名(岡松平氏、河原敏郎氏、山崎正友氏)が役員に就任いたしました。

愛南町への寄付金寄贈 令和4年7月25日(月)



令和4年に地域創生包括連携協定を締結した愛南町へ、地域活性化に役立てていただけるよう、寄付金の寄贈を行いました。

しんくみの日清掃 令和4年9月2日(金)



毎年9月の「しんくみの日」には、店舗の周りはもちろん、旧本支店地区沿道の一斉清掃を行い、地域の皆さんに大変喜ばれております。

塩沢信用組合 視察・来組研修 令和4年10月4日(火) 令和5年2月9日(木)



令和4年10月4日(火)、当組合理事長はじめ役員4名で新潟県・塩沢信用組合へ視察訪問させていただきました。



令和5年2月9日(木)、塩沢信用組合の小野澤理事長はじめ役員4名の方に当組合へ来組いただき、当組合全役員が参加する研修会を行いました。



しんくみの日献血活動 令和4年9月7日(水)



「しんくみの日週間」では献血活動に取り組み、半数以上の職員が献血を行い、地域の方にも多数ご参加いただきました。

小筑紫グラウンドゴルフ大会 令和4年11月3日(木祝)



宿毛市小筑紫町で行われた、小さなお子さんからお年寄りの方が参加した、グラウンドゴルフ大会に2名の職員が参加しました、地域の様々な年代の方たちと触れ合うことができました。

四万十市への寄付金寄贈 令和5年3月16日(木)



当組合の創立70周年記念事業の一環として、四万十市の学校教育事業及び生涯学習事業に役立てていただくよう、寄付金の寄贈を行いました。

地元商店の商品券の支給 令和5年3月30日(水)



地域経済活性化への取組みとして、当組合職員への期末手当の一部を、地元商店の商品券に替えて支給しました。

事業の組織



役員一覧

理事長	(代表理事) / 井上 龍也
専務理事	(代表理事) / 松田 選
理事	(非常勤) / 東 高希 ※
理事	(非常勤) / 井上 由紀 ※
理事	(非常勤) / 長尾 文利 ※
理事	(非常勤) / 岡松 平 ※
理事	(非常勤) / 河原 敏郎 ※
員外監事	(非常勤) / 加藤 高明 ※
員外監事	(非常勤) / 山下 章一 ※
員外監事	(非常勤) / 山崎 正友 ※

◇当組合は、職員出身者以外の理事、監事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

(令和5年6月14日現在)

組合員、出資金の推移

(単位: 人、百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個人	5,754	106	5,931	106
法人	274	8	278	8
合計	6,028	115	6,209	115

金融ADR制度の対応

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けしておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及び、これらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「本部・総務課」にお願いいたします。

本店・宿毛支店／本部  
住所：高知県宿毛市宿毛5508番地  
フリーダイヤル：0120-930166

受付時間：午前9時～午後5時30分  
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする下記の他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合本部へご相談ください。)

しんくみ相談所

(一般社団法人全国信用組合中央協会)

〒104-0031  
東京都中央区京橋1-9-5  
(全国信用組合会館内)  
03-3567-2456

受付：月～金  
(祝日及び金融機関休業日を除く)  
9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。またお客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からのお申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、愛媛県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。例えば、お客様は、高知県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システムを通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご紹介ください。

東京弁護士会  
紛争解決センター

〒100-0013  
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3  
03-3581-0031  
<http://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/>

受付：月～金  
(祝日・年末年始を除く)  
9:30～12:00  
13:00～15:00

第一東京弁護士会  
仲裁センター

〒100-0013  
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3  
03-3595-8588  
<http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html>

受付：月～金  
(祝日・年末年始を除く)  
10:00～12:00  
13:00～16:00

第二東京弁護士会  
仲裁センター

〒100-0013  
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3  
03-3581-2249  
[https://niben.jp/soudan/service/chuusai/adr\\_kinyu.html](https://niben.jp/soudan/service/chuusai/adr_kinyu.html)

受付：月～金  
(祝日・年末年始を除く)  
9:30～12:00  
13:00～17:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 ☎03-3286-2648  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎0570-022808

## キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策

全国的に盗難、偽造により取得したキャッシュカードによる不正な引き出しの被害が増えております。被害に遭わない様、十分にご注意下さい。

### 暗証番号、カードの管理

暗証番号は、生年月日、電話番号、住所番号などの他人に推測されやすい番号以外をお選び下さい。又、キャッシュカードは免許証、保険証などの本人の確認ができる書類とは別に保管されるようお願いいたします。当組合の職員や警察が電話等で暗証番号をお伺いすることは一切ございません。

### 暗証番号の変更

現在、生年月日などを暗証番号に登録しているお客様は、暗証番号の変更をお願い致します。暗証番号の変更はATMの画面からや、窓口で行うことができます。

### ATMにおける1日の利用限度額の設定

当組合ATMの1日の累計利用限度額が200万円までならば窓口で自由に設定することが可能です。ただし、1回のお引き出しは50万円までとなっております。また、他行のATMでのお引き出しは1日累計で50万円までが限度となっております。

### 通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失

通帳、印鑑、キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合は、直ちに当組合にご連絡下さい。お引き出しを停止させることが可能です。

### 偽造・盗難カードによる預金者の被害への補償

万一、偽造・盗難カードによる被害が発生した場合は、預金者保護法に基づき補償します。お客様に過失の無い場合には全額補償、過失のある場合には、ゼロ又は75%補償となります。

### その他の犯罪

- はがきや電話などによる法外な請求、身に覚えのない請求等については安易に振込みなどを行わないようご注意ください。不審な請求と思われる場合は最寄りの警察にご相談下さい。
- 孫や親類、警察などを装って交通事故の示談金や借金返済などの費用が必要だと偽って、振込みを要求するいわゆる「振り込め詐欺」がまだまだ横行しております。振込みを行う前に十分にご確認下さい。

### 盗難・紛失時などにおける緊急連絡先

平日	本店・宿毛支店	<b>0880-63-1166</b> 午前8時30分～午後5時
"	SKC集中監視センター	<b>047-498-0151</b> 午前6時～午後10時
土・日・祝日	SKC集中監視センター	<b>047-498-0151</b> 午前6時～午後10時

万が一、被害に遭われたときは直ちに当組合と警察にご連絡下さい。

## 金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等の際には、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。

金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなどお客様の誤解を招くような勧誘は行いません。

当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

当組合は、職員に対する研修等を通じて役職員の金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

当金融商品等の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。

## 取引時確認に関するお願い

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客さまから口座開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により本人確認を行っておりますが、同法の改正により平成25年4月から取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

さらに平成28年10月から同法の改正にともない取引時確認の方法が一部変わりました。この確認は、新規のお客様に限らず、既存取引先の方も対象となりますので、ご理解とご協力をお願い致します。普通預金口座開設取引のお申し出に際して、お客さまの氏名（名称）、住所、生年月日、取引を行う目的、職業などを確認させていただき、告知頂いた取引を行う目的の実績が確認できるまでは、ATMでの出金・振込利用限度額を1日100,000円とさせていただきます。さらに口座開設以降1年間入出金等が無い口座については、出金禁止の設定を行う場合がございます。また、取引を行う目的が不明確な場合には、口座開設をお断りすることがございます。

### ■取引時確認（お客様への確認）が必要なお取引

- ・口座開設時
- ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受取り
- ・200万円を超える現金、持参人払式小切手受払い
- ・融資取引等
- ※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

### ■主な改正内容（平成28年10月改正）

- ・顔写真のない本人確認資料（健康保険証等）を金融機関に提示する場合、別の本人確認書類の提示が必要となりました。
- ・法人の取引担当者の方の権限確認方法として社員証が使用できなくなりました。
- ・法人の実質的支配者に該当する自然人を特定しその方の本人特定事項の申告が必要となります。

### ■本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。

取引内容	取引金額		200万円超
	10万円以下	10万円超 200万円以下	
口座開設、保護預かりなどの取引開始	◎	◎	◎
預金口座への現金入金 預金口座からの現金払出	不要	不要	◎
窓口振込	現金	不要	◎
ATM振込	現金	取扱できません	取扱できません
	当組合カード	不要	△
各種料金の支払	現金	不要	◎
小切手の支払	現金	不要	◎
配当金の支払	現金	不要	◎
自己宛小切手の振出	現金	不要	◎

(注) △→カード口座の本人確認状況（本人確認書類の未提示等）によっては、お取扱できない場合がありますのでご注意ください。

## 与信取引に関する説明態勢

お客さまとの親密な関係を維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則り、お客様の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談処理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

## 「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

令和4年度、当組合において「新規に無保証で融資した件数」は3件（前年度0件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は6.6%（同0.0%）、「保証契約を解除した件数」は0件（同0件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）」は0件（同0件）となっております。

貸借対照表

(単位:千円)

資産	令和3年度	令和4年度	負債及び組合員勘定	令和3年度	令和4年度
現金	200,038	367,368	預金積金	21,196,405	21,732,166
預け金	5,236,083	3,014,528	当座預金	115,436	121,866
買入手形			普通預金	5,396,522	6,055,089
コーポレート			貯蓄預金		
買現先勘定			通知預金		
債券貸借取引支払保証金			定期預金	14,934,752	14,913,499
買入金銭債権			定期積金	734,335	612,072
金銭の信託			その他の預金	15,358	29,637
商品有価証券	10,339,475	10,064,795	借入金	2,500,000	400,000
有価証券			借入金		
国債			当座借越	2,500,000	400,000
地方債		50,005	売渡手形		
短期社債	6,198,643	6,137,580	コーポレマネー		
株式	52,420	64,967	売現先勘定		
その他の証券	4,088,412	3,812,243	債券貸借取引受入担保金		
貸出金	9,280,595	9,634,263	外国為替		
割引手形	722	3,339	その他負債	83,123	60,800
手形貸付	727,230	954,007	未決済為替借	2,523	2,419
証書貸付	8,297,045	8,361,077	未払費用	27,385	26,948
当座貸越	255,596	315,840	給付補填備金	1,364	134
外国為替			未払法人税等	44,530	22,982
その他資産	200,815	193,024	前受収益	2,146	3,130
未決済為替貸	741	1,049	払戻未済金		14
全信組連出資金	130,400	130,400	職員預り金	1,904	1,905
未収収益	39,506	37,746	資産除去債務		
先物取引差金勘定			その他の負債	3,268	3,264
その他の資産	30,167	23,828	賞与引当金		
有形固定資産	215,983	199,824	役員賞与引当金		
建物	140,439	128,273	退職給付引当金		
土地	41,994	41,994	役員退職慰労引当金	63,410	66,650
リース資産			その他の引当金	858	2,616
建設仮勘定			特別法上の引当金		
その他の有形固定資産	33,549	29,556	繰延税金負債	11,619	
無形固定資産	964	962	債務保証		
ソフトウェア	587	584	負債の部合計	23,855,417	22,262,233
のれん			(純資産の部)		
その他の無形固定資産	377	377	出資金	115,604	115,874
前払年金費用			普通出資金	115,604	115,874
繰延税金資産		85,896	優先出資金		
債務保証見返			優先出資申込証拠金		
貸倒引当金	△123,077	△91,248	資本剰余金		
(うち個別貸倒引当金)	(△95,327)	(△62,683)	利益剰余金	1,256,015	1,286,053
その他の引当金	△20,972		利益準備金	121,000	121,000
			その他利益剰余金	1,135,015	1,165,053
			特別積立金	372,280	372,280
			(うち目的積立金)	(76,280)	(76,280)
			当期末処分剰余金	762,735	792,773
			自己優先出資		
			自己優先出資申込証拠金		
			組合員勘定合計	1,371,620	1,401,928
			その他有価証券評価差額金	102,870	△194,745
			土地再評価差額金		
			評価・換算差額等合計	102,870	△194,745
			純資産の部合計	1,474,490	1,207,182
合計	25,329,907	23,469,416	合計	25,329,907	23,469,416

注) 1. 各表の金額は、単位未満を切り捨てて記載しておりますので、内訳項目の合計は、端数部分が不一致の場合があります。  
2. 繰延税金資産と繰延税金負債は相殺表示しております。

(記載上の注意)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はありません。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法によって処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 10年~47年  
その他 4年~20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者「以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)が資産査定を実施し、本部(資産査定部署)が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29百万円であります。
- 退職給付引当金の計上はありません。
- 役員退職慰労引当金は役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき将来の払戻見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- その他の引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案し、投資損失引当金として必要と認められる額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づく収益を計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 91百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。  
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、為替業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。  
(2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、売買目的としてではなく、満期保有目的、その他の目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
外貨建有価証券については、極力取り扱わず、現在も運用しておりません(一部、利息配当金において外貨建の債券があります)。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
(3) 金融商品に係るリスク管理体制  
① 信用リスクの管理  
当組合は、信用リスク管理及びクレジットポリシー規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか本部により、預金担保貸出と保証付提携ローンを除く全貸付金について個別稟議制をとり、審議実行しております。また、500万円を超える案件については、理事会を開催し、審議・承認を行っております。さらに、与信管理の状況については、本部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
② 市場リスクの管理  
(i) 金利リスクの管理  
当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMIに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会は、ALM・余裕資金運用検討会からの報告を受け、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的にはALM・余裕資金運用検討会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。  
(ii) 為替リスクの管理  
当組合は、為替の変動リスクに関して、該当あるものは個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM余裕資金運用検討会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に  
従い行われております。ALM・余裕資金運用検討会では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM・余裕資金運用検討会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「貸付金」「預け金」「預金」「有価証券」のうち投資信託、仕組債、その他の有価証券を含む有利息資産と有利息負債とのギャップの市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ・シミュレーション法(保有期間1ヶ月、信頼区間99%、観測期間250営業日)により算出しており、令和5年3月31日現在で当組合の市場リスク量は269百万円です。

なお、当組合では月次でバックテストを実施しており、蓄積したバックテストの結果(比較サンプル)から、VaRを超過した回数を求め、VaRの値が妥当であるか判定しています。またその超過の原因・分析をおこないモデルの見直しやリスク計測の信頼性と整合性を確保しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行っております。資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理する必要がありますが、当組合においては、万一の緊急時に必要な資金の確保は十分に出来ております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	3,014,528	3,017,701	3,173
(2)有価証券(*2)	10,064,795	10,064,795	-
満期保有目的 その他有価証券	10,064,795	10,064,795	-
(3)貸出金(*1)	9,634,263	10,023,261	388,998
貸倒引当金(*2)	(△91,248)	(△91,248)	-
金融資産計	22,622,338	23,014,509	392,171
(1)預金積金(*1)	21,732,166	21,695,561	△36,605
(2)借入金(*1)	400,000	400,000	-
金融負債計	22,132,166	22,095,561	△36,605

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算(SKC-ALMシステムで算出した現在価値を集計する設定内容)により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱を適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほど重要な制限がない場合、基準価格を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金合計額を無リスク利率(または市場金利)で割り引いて現在価値を算出し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)(*2)	300
組合出資金 (*3)	130,510
合 計	130,810

(\*1) 非上場株式出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 当該事業年度において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

(\*3) 組合員出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下21. まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社、子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。
- (4) その他有価証券。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	うち 益	うち 損
国 債					
地 方 債	50	50	0	0	
短 期 社 債					
社 債	2,096	2,078	18	18	
外 国 証 券	693	673	20	20	
投 資 信 託	583	555	27	27	
株 式	29	27	1	1	
合 計	3,453	3,386	67	67	-

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	うち 益	うち 損
国 債					
地 方 債					
短 期 社 債					
社 債	4,041	4,188	△147		147
外 国 証 券	1,613	1,715	△102		102
投 資 信 託	600	679	△78		78
株 式	35	39	△4		4
合 計	6,289	6,621	△332	-	332

17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
18. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額 3,368百万円	国債等売却益 28百万円	国債等売却損 25百万円	株式等売却益 4百万円	株式等売却損 4百万円
-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

19. 当期中に売買目的有価証券に区分変更した有価証券はありません。
20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(額面ベース:単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債				
地 方 債		50		
短 期 社 債				
社 債	386	900	400	4,600
そ の 他	150	1,210	510	650
合 計	536	2,160	910	5,250

21. 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、73百万円(うち、社債16百万円、外国証券15百万円、株式3百万円、投資信託37百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が帳簿価格の50%以下の場合には減損処理を行っております。期末の時価が帳簿価格の50%超70%未満の場合は有価証券発行会社の財務内容等により判断しております。

22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	69百万円
危険債権額	102百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	117百万円
合計額	289百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,056百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,056百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 208百万円  
 25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5百万円  
 26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	16百万円
貸倒引当金	69百万円
その他	85百万円

繰延税金資産合計	
繰延税金負債	
その他	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純額	85百万円

27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
 担保提供している資産 預け金 200百万円  
 有価証券 1,000百万円  
 担保資産に対応する債務 借入金 400百万円

上記のほか、内国為替決済保証金として200百万円を担保として提供しております。

28. 出資1口当たりの純資産額は5,209円00銭です。

経理・経営内容

損益計算書

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	456,462	513,506
資金運用収益	347,798	345,316
貸出金利息	163,819	162,133
預け金利息	4,882	4,231
金融機関貸付等利息		
全信組連短期資金利息		
買入手形利息		
コールローン利息		
買現先利息		
債券貸借取引受入利息		
有価証券利息配当金	172,780	173,668
その他の受入利息	6,315	5,282
役務取引等収益	10,208	10,987
受入為替手数料	3,892	3,730
その他の受入手数料	6,310	7,249
その他の役務取引等収益	5	7
その他業務収益	95,837	99,871
商品有価証券売却益		
国債等債券売却益	85,724	28,836
国債等債券償還益	5,528	66,338
その他の業務収益	4,584	4,696
臨時収益	2,618	57,330
貸倒引当金戻入益		31,829
償却債権取立益		
株式等売却益	2,564	4,527
その他の臨時収益	54	20,974
経常費用	395,287	462,784
資金調達費用	18,690	17,091
預金利息	17,970	16,726
給付補填備金繰入額	718	363
借入金利息		
売渡手形利息		
コールマネー利息		
売現先利息		
債券貸借取引支払利息		
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	32,431	34,783
支払為替手数料	5,848	5,577
その他の支払手数料	10,116	10,593
その他の役務取引等費用	16,467	18,613

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
その他業務費用	45,491	97,338
外国為替売買損		
商品有価証券売買損		
国債等債券売却損	22,415	25,411
国債等債券償還損	4,993	2,030
国債等債券償却	17,940	69,625
その他の業務費用	142	271
一般貸倒引当金繰入額	493	
経費	270,764	257,227
人件費	159,385	153,905
物件費	109,423	100,871
税金	1,956	2,450
臨時費用	27,415	56,344
個別貸倒引当金繰入額	875	
貸出金償却		29,280
株式等売却損	3,454	4,376
株式等償却	9,825	3,873
その他資産償却		
退職給付費用		
その他の臨時費用	13,259	18,813
経常利益	61,175	50,721
特別利益		
固定資産処分益		
負ののれん発生益		
金銭の信託運用益		
その他の特別利益		
特別損失	510	0
固定資産処分損	510	0
減損損失		
その他の特別損失		
税引前当期純利益	60,664	50,721
法人税、住民税及び事業税	29,520	9,811
法人税等調整額	△229	8,579
法人税等合計	29,291	18,390
当期純利益	31,374	32,331
繰越金(当期首残高)	731,360	760,441
過年度税効果調整額		
当期末処分剰余金	762,735	792,773

(記載上の注意)

1. 出資1口あたりの当期純利益 139円63銭

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	762,735,003	792,773,065
繰越金(当期首残高)	731,360,937	760,441,716
過年度税効果調整額		
当期純利益金	31,374,066	32,331,349
積立金取崩額		
剰余金処分額	2,293,287	2,297,242
法定準備金		
出資に対する配当金	2,293,287	2,297,242
	(年2%の割合)	(年2%の割合)
役員賞与金		
特別積立金		
退職給与積立金		
繰越金(当期末残高)	760,441,716	790,475,823

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円、%)

科目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	347,798	345,316
資金調達費用	18,690	17,091
資金運用収支	329,108	328,224
役務取引等収益	10,208	10,987
役務取引等費用	32,431	34,783
役務取引等収支	△ 22,223	△ 23,796
その他業務収益	95,837	99,871
その他業務費用	45,491	97,338
その他業務収支	50,346	2,533
業務粗利益	357,231	306,962
業務粗利益率	1.44	1.25
業務純益	85,972	49,734
実質業務純益	86,466	49,734
コア業務純益	40,562	51,625
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	40,562	51,625

- (注) 1. 資金調達費用に、金銭の信託運用見合費用はありません。  
 2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
 3. 業務利益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
 4. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
 5. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

経費の内訳

(単位:百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
人件費	159	153
報酬給料手当	131	126
退職給付費用		
社会保険料等	27	27
物件費	109	100
事務費	44	47
固定資産費	16	18
人事業費	15	11
人厚生費	8	2
減価償却費	19	16
預金保険料	5	2
税金	1	2
経費合計	270	257

役務取引の状況

(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	10,208	10,987
受入為替手数料	3,892	3,730
その他の受入手数料	6,310	7,249
その他の役務取引等収益	5	7
役務取引等費用	32,431	34,783
支払為替手数料	5,848	5,577
その他の支払手数料	10,116	10,593
その他の役務取引等費用	16,467	18,613

受取利息及び支払利息

(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度
受取利息	347,798	345,316
支払利息	18,690	17,091

主要な経営指標の推移

(単位:千円、口、人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	375,726	484,990	548,869	456,462	513,506
経常利益	16,964	△ 6,901	58,064	61,175	50,721
当期純利益	30,275	10,697	21,094	31,374	32,331
預金積金残高	18,850,812	19,225,581	20,675,316	21,196,405	21,732,166
貸出金残高	7,943,527	8,318,995	8,957,789	9,280,595	9,634,263
有価証券残高	9,538,692	9,279,176	9,916,022	10,339,475	10,064,795
総資産額	23,160,590	22,614,713	25,306,246	25,329,907	23,469,416
純資産額	1,369,150	1,087,151	1,475,217	1,474,490	1,207,182
自己資本比率	8.90%	8.57%	8.21%	8.11%	8.16%
出資総額	118,122	114,550	115,366	115,604	115,874
出資総口数	59,061	(注3) 229,101	230,733	231,209	231,749
出資に対する配当金	2,351	2,269	2,281	2,293	2,297
職員数	22	22	25	25	23

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。  
 2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。  
 3. 令和元年10月より、出資金1口2,000円から1口500円に変更しています。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
		百万円	千円	%
資金運用勘定	3年度	24,684	347,798	1.40
	4年度	24,447	345,316	1.41
うち貸出金	3年度	8,789	163,819	1.86
	4年度	8,942	162,133	1.81
うち預け金	3年度	5,799	4,882	0.08
	4年度	5,056	4,231	0.08
うち有価証券	3年度	9,965	172,780	1.73
	4年度	10,318	173,668	1.68
資金調達勘定	3年度	23,640	18,690	0.07
	4年度	23,371	17,091	0.07
うち預金積金	3年度	20,888	18,689	0.08
	4年度	21,634	17,090	0.07
うち借入金	3年度	2,749	△ 2,954	△ 0.09
	4年度	1,735	△ 1,921	△ 0.11

- (注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度24百万円、令和4年度24百万円)を、それぞれ控除して表示しております。  
 (注) 資金調達勘定のうち借入金利息は、その他受入雑利息で勘定処理しております。

総資産利益率等

(単位:%)

区分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.24	0.20
総資産当期純利益率	0.12	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	1.40	1.41
資金調達原価率	1.14	1.10
総資金利鞘	0.26	0.31

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益		
商品有価証券売買益		
国債等債券売却益	85	28
国債等債券償還益	5	66
その他の業務収益	4	4
その他業務収益合計	95	99

オフバランス取引の状況

(単位:千円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
金利スワップ	—	—	—	—
通貨スワップ	—	—	—	—
先物外国為替取引	130,460	2,262	136,066	4,117
金利オプション(買)	—	—	—	—
通貨オプション(買)	—	—	—	—
その他金融派生商品	—	—	—	—
合計	130,460	2,262	136,066	4,117

- (注) 当組合では、上記の商品について直接の取扱いは行っておりませんが、当組合の購入している一部の投資信託において、当該商品への運用がありますので、本表に掲載しております。

有価証券の評価損益

(単位:千円)

種類	年度	帳簿価格(A)	時価(B)	評価損益(B)-(A)
有価証券	令和3年度	10,227,699	10,339,475	111,776
	令和4年度	10,328,965	10,064,795	▲264,169
金銭の信託	令和3年度			
	令和4年度			
デリバティブ等商品	令和3年度			
	令和4年度			

預貸率および預証率

(単位:%)

区分		令和3年度	令和4年度
預貸率	(期末)	43.78	44.33
	(期中平均)	42.07	41.33
預証率	(期末)	48.77	46.31
	(期中平均)	47.70	47.69

資金運用

貸出金種類別残高

(単位:千円、%)

科目	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	722	0.0	3,339	0.0
手形貸付	727,230	7.8	954,007	9.9
証書貸付	8,297,045	89.4	8,361,077	86.8
(うち固定金利扱い)	(4,850,092)	52.3	(5,029,020)	52.2
(うち変動金利扱い)	(3,446,953)	37.1	(3,332,057)	34.6
当座貸越	255,596	2.8	315,840	3.3
合計	9,280,595	100.0	9,634,263	100.0

貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	13,952	0.2	251	0.0
手形貸付	589,493	6.7	562,541	6.3
証書貸付	7,955,352	90.5	8,156,599	91.2
当座貸越	230,515	2.6	222,901	2.5
合計	8,789,314	100.0	8,942,294	100.0

1店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当たりの預金残高	10,598,202	10,866,083
1店舗当たりの貸出金残高	4,640,297	4,817,131

職員1人当たりの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当たりの預金残高	847,856	944,876
職員1人当たりの貸出金残高	371,223	418,881

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	5,313,870	25.4	5,788,614	26.8
定期性預金	15,574,830	74.6	15,845,545	73.2
譲渡性預金				
その他の預金				
合計	20,888,700	100.0	21,634,160	100.0

預金科目別残高

(単位:千円、%)

科目	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	115,436	0.5	121,866	0.6
普通預金	5,396,522	25.5	6,055,089	27.9
貯蓄預金				
通知預金				
定期預金	14,934,752	70.4	14,913,499	68.6
(固定金利定期)	(14,934,752)	70.4	(14,913,499)	68.6
(変動金利定期)				
定期積金	734,335	3.5	612,072	2.8
その他の預金	15,358	0.1	29,637	0.1
合計	21,196,405	100.0	21,732,166	100.0

有価証券種類別残高

(単位:千円、%)

科目	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
国債				
地方債			50,005	0.5
社債	6,198,643	60.0	6,137,580	61.0
株式	52,420	0.5	64,967	0.6
その他の証券	4,088,412	39.5	3,812,243	37.9
合計	10,339,475	100.0	10,064,795	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	1,052	0.0	1,905	0.0
地方債			547	0.0
社債	5,963,824	59.9	6,122,488	59.3
株式	70,835	0.7	68,682	0.7
その他の証券	3,930,197	39.4	4,124,642	40.0
合計	9,965,909	100.0	10,318,266	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	19,082	90.0	19,384	89.2
法人	2,113	10.0	2,347	10.8
一般法人	1,801	8.5	2,084	9.6
金融機関				
公金	311	1.5	263	1.2
合計	21,196	100.0	21,732	100.0

預金科目別平均残高

(単位:千円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	111,310	0.5	99,170	0.5
普通預金	5,195,700	24.9	5,668,815	26.2
貯蓄預金				
通知預金				
定期預金	14,788,499	70.8	15,132,376	69.9
(固定金利定期)	(14,788,499)	70.8	(15,132,376)	69.9
(変動金利定期)				
定期積金	786,330	3.8	713,169	3.3
その他の預金	6,859	0.0	20,628	0.1
合計	20,888,700	100.0	21,634,160	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:千円)

科目	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め がないもの	合計
国債						
地方債		50,005				50,005
社債	386,670	901,210	396,750	4,452,950		6,137,580
株式					64,967	64,967
外国証券	150,570	1,128,348	493,208	535,029		2,307,156
その他の証券					1,505,086	1,505,086
合計	537,240	2,079,563	889,958	4,987,979	1,570,053	10,064,795

有価証券の時価等情報

【満期保有目的の債券】

項目	令和3年度			令和4年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
計						
地方債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
計						
短期社債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
計						
社債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
計						
外国証券	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
計						
投資信託	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
計						
合計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
計	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれております。

【その他保有目的の債券】

項目	令和3年度			令和4年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
株式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	0	0	29,654	27,896	1,758	
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	52,120	61,490	△9,370	35,013	△4,357	
計	52,120	61,490	△9,370	64,667	67,267	△2,599	
債券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	4,213,320	4,144,087	69,232	2,146,535	2,128,319	18,215
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,985,323	2,003,525	△18,202	4,041,050	4,188,150	△147,100
計	6,198,643	6,147,612	51,030	6,187,585	6,316,469	△128,884	
国債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
計							
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの				50,005	50,000	5
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
計				50,005	50,000	5	
短期社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
計							
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	4,213,320	4,144,087	69,232	2,096,530	2,078,319	18,210
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,985,323	2,003,525	△18,202	4,041,050	4,188,150	△147,100
計	6,198,643	6,147,612	51,030	6,137,580	6,266,469	△128,889	
外国証券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,178,548	1,072,933	105,614	693,985	673,943	20,041
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,094,241	1,160,513	△66,272	1,613,170	1,715,200	△102,029
計	2,272,789	2,233,446	39,342	2,307,156	2,389,144	△81,987	
投資信託	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	769,291	662,151	107,140	583,720	555,877	27,843
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	724,504	773,105	△48,601	600,720	679,262	△78,542
計	1,493,795	1,435,256	58,539	1,184,441	1,235,139	△50,698	
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	6,161,160	5,879,172	281,987	3,453,896	3,386,036	67,859
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,856,188	3,998,634	△142,445	6,289,954	6,621,983	△332,029
計	10,017,349	9,877,807	139,541	9,743,850	1,000,802	△264,169	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれております。  
3. 重要性が乏しく、評価損益が無いその他の証券320百万円については貸借対照表計上額から除いております。

貸出金業種別残高、構成比

業種別	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	219,887	2.4	279,122	2.9
農業・林業	125,235	1.3	105,277	1.1
漁業	350,475	3.8	355,796	3.7
鉱業・採石業・砂利採取業				
建設業	869,945	9.4	767,729	8.0
電気力・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業・郵便業	136,134	1.5	52,509	0.5
卸売業・小売業	603,040	6.5	578,777	6.0
金融業・保険業	81	0.0		
不動産業	8,135	0.1	82,226	0.9
飲食業	171,040	1.8	160,625	1.7
生活関連サービス業・娯楽業	5,536	0.1	12,180	0.1
その他のサービス	756,608	8.2	695,421	7.2
その他の産業	65,517	0.7	155,789	1.6
小計	3,311,638	35.7	3,245,456	33.7
地方公共団体				
雇用・能力開発機構等				
個人(住宅・消費・納税資金)	5,968,957	64.3	6,388,807	66.3
合計	9,280,595	100.0	9,634,263	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金用途別残高

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	6,007,932	64.74	6,569,467	68.19
運転資金	3,272,663	35.26	3,064,795	31.81
合計	9,280,595	100.0	9,634,263	100.0

消費者ローン、住宅ローン残高

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,627	27.26	1,776	27.81
住宅ローン	4,341	72.74	4,611	72.19
合計	5,968	100.0	6,388	100.0

貸出担保別残高

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	409,872	4.4	385,988	4.0
有価証券				
不動産				
不動産	5,446,597	58.7	5,708,914	59.3
その他				
小計	5,856,470	63.1	6,094,903	63.3
信用保証協会・信用保険	1,562,011	16.8	1,423,919	14.8
保証	1,515,257	16.3	1,783,439	18.5
信用	346,855	3.7	332,001	3.4
合計	9,280,595	100.0	9,634,263	100.0

(注)平成27年度より、①「信用保証協会・信用保険」欄には信用保証協会の保証付、住宅融資保険のものを記載し、「保証」欄には①以外の保証(人的保証を含む)付のものを記載しております。

貸倒引当金内訳

項目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	27,749	494	28,565	815
個別貸倒引当金	95,327	875	62,683	△32,644
貸倒引当金合計	123,077	1,369	91,248	△31,829

貸出金の償却状況

項目	令和3年度末	令和4年度末
貸出金償却額	-	29,280

有価証券減損処理状況

項目	令和3年度末	令和4年度末
有価証券減損処理	27,765	73,498

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

区分	年度	残高(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%)
					(B+C)/A
破綻先債権	令和3年度	0	-	0	100.0
	令和4年度	34	34	6	100.0
延滞債権	令和3年度	210	152	61	100.0
	令和4年度	137	115	21	99.3
3ヶ月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	253	72	34	42.0
	令和4年度	117	37	34	60.7
合計	令和3年度	464	224	95	68.9
	令和4年度	289	186	62	86.1

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、イ. 会社更生法又は、金融機関の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者。ロ. 民事再生法の規定による民事再生手続開始の申立てがあった債務者。ハ. 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者。ニ. 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者。ホ. 手形交換所の取引停止処分を受けた債務者等に対する貸出金です。

2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。

3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。

資金運用

- 「担保・保証等(B)」とは、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 「貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	年度	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	36	21	15	36	100.0	100.0
	令和4年度	69	49	19	69	100.0	100.0
危険債権	令和3年度	174	128	46	174	100.0	100.0
	令和4年度	102	92	8	101	99.0	89.7
要管理債権	令和3年度	253	72	34	106	42.0	18.8
	令和4年度	117	37	34	71	60.7	42.4
不良債権計	令和3年度	464	224	95	319	68.9	39.8
	令和4年度	289	179	62	242	83.6	57.0
正常債権	令和3年度	8,823					
	令和4年度	9,351					
合計	令和3年度	9,287					
	令和4年度	9,641					

区分	年度	比率
不良債権比率	令和3年度	4.997%
	令和4年度	3.004%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の手続きにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権です。
  - 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
  - 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
  - 「担保・保証等(B)」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
  - 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
  - 金額は、決算後(償却後)の計数です。

リスク管理方針・体制について

I. 基本方針

金融機関の業務が自由化の進展の中で、ますます多様化、複雑化してきており、それに伴い業務遂行上管理しなければならないリスクも幅広い分野にわたって増大し、信用組合の経営に影響を与えております。そのため各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して、健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。そうした中で当組合は、「第11次中期2か年経営計画」を踏まえ、リスク管理を経営の最重要課題として位置付け、また高いレベルでの統合リスク管理を行うことにより、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い収益力の強化を図るといふ「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指すこととし、令和5年度は下記のようなリスク管理方針で臨むこととしています。

1. 統合的リスク管理

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的としています。現在の金融機関のあり方は、経営の健全性を確保し、経営戦略、規模及びリスクの特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢の構築が求められ、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、その総体的リスクに照らし質・量ともに十分な自己資本を維持していくことが必要です。そのためには、自己資本管理を徹底し、当組合の規模・特性に合わせた高いレベルでの統合的なリスク管理を徹底して行っていくこととしています。(その手法等については、(2)市場関連リスクに記載)

2. コンプライアンスについて

金融機関の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることで顧客からの信頼を確立していきます。またコンプライアンスを実現させるための実施計画であるコンプライアンス・プログラムを定期的に見直し、それを役職員が遂行する上での具体的な手順を定めたコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し周知徹底していくこととしております。

3. 利用者保護

①顧客の知識、経験、財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明、その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する規則を作成し、職員に対して研修その他の当該規則・規程等に基づいて業務が行われる態勢の整備を行っております。

②与信取引に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能に関する態勢の整備と研修等により職員等の説明態勢を一層強化していきます。

4. リスク管理体制及び新自己資本比率(市場規律)に係る開示

金融機関を取り巻く環境や業務の変化などに伴い、経営に重大な影響を及ぼすリスクも多様化・複雑化しており、経営においてリスク管理の重要性が増大しています。当組合は健全な経営を維持・継続していくために、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

新自己資本比率(市場規律)に基づく自己資本の充実状況

①自己資本調達手段の概要

当組合は優先出資法に基づく優先出資は発行しておらず、自己資本調達手段は普通出資金のみです。令和4年度の出資金総額は115,874千円となっております。

②自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和4年度の自己資本額は14億2千7百万円、自己資本比率は8.16%となり、国内基準である4%を上回っており、自己資本は充実していると考えております。今後も引き続き、適切に純利益をあげることで、内部留保を高めてまいります。

(1)信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況悪化等により保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当組合は経営上の重要課題として認識している収益構造の改善(預貸率アップ、預証率ダウン)を図る目的で、積極的に融資の推進を引き続き行っていく予定です。また日本経済は、少子高齢化による人口減少や企業の減少、所得の減少等々から停滞し、今後も不良債権の発生・増加が懸念されている中、自己破産等も年々増加の傾向にあります。これらを踏まえ、信用リスク管理は今後も細心の注意を払うことが必要であることから、下記の事項を順守しながら取り組むこととしています。

- 貸出の5原則(公共性、収益性、流動性、安全性、成長性)に照らし、その妥当性を明確にする。
- 小口多数の原則に基づき、特定業種、特定取引先(大口先)、特定地域に集中する融資は回避する。
- 公序良俗違反など不法な資金使途、無権貸付(分割貸付)、浮き貸し、情実融資等の厳禁。  
また利息制限法、過度の歩積、両建預金の強要などの法規制厳守。
- 融資受付段階で資金使途の明確化、経営実態、返済財源の検討を確実に実施する。反社会的勢力またはこれに準ずる人物の排除。
- 営業店は融資に関する手続・関係法規の修得に日々努めるとともに、業務において不明な点は、自ら手続き・法規(規定)により確認する。
- 融資取引についての顧客への重要事項等の説明態勢の構築。
- 融資実行後も定期的に訪問するなどして、自分の目で見て、実態把握につとめること。また融資先の異常、特に延滞発生については見過ごすことなく直ちに対応する。延滞開始直後から段階を追った着実な回収手段を講じる。
- 営業店の一次審査、本部における二次審査でも裁否の理由をはっきりさせ互いに議論を尽くす。大口融資先をはじめ必要な案件は理事会に諮り方針を明確にする。
- 融資先の自己査定は、各々の部署で適正に行うと共に、営業店は融資先の個別のリスクを自己査定や徴収資料により把握し、対応策を講じる。特に要管理債権先以下の問題債権については、より具体的な対策を検討・立案し、営業店、本部が連携して計画的に進めること。
- 融資対応能力、審査能力の向上を期した研修を計画的に実施する。
- 個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的を特定し、本人の意思を確認し同意を得ること。

●融資面における信用リスクとは、取引先の経営悪化により貸出した資金の元本または利息の回収ができなくなり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、預金担保貸出及び保証会社保証の定型ローンを除く全ての貸出について、事業計画、資金使途、返済能力、担保評価などについて詳細に亘って、営業店、本部、理事長までが個別に稟議し決裁を受けることとしております。

さらに、必要な先については連帯保証人や不動産担保を差し入れていただき、一先や同一業種へ偏らないように注意を払っています。その他、高知県信用保証協会、愛媛県信用保証協会、民間の保証会社の保証を付ける方法も行っています。(貸出金業種別・担保別残高参照) 融資に伴うリスクについては「信用リスク管理およびクレジットポリシー」で融資姿勢の適正化、貸出金の管理の強化を図っており、職員の資質向上についても通信教育の実施、各種研修会への参加等積極的に取り組んでいます。

また、資産の実態把握(自己査定)も信用リスク管理の一環であり、企業会計原則などに基づいた適正な償却・引当を行うため、各担当者(営業店担当、総務課担当者)が一次査定を行い、プロジェクトチーム(総務課、企画推進課、常勤役員)が二次査定を行い、検証の上、理事会に報告しています。

- 有価証券運用に伴うリスクについては、後記の市場関連リスクを参照ください。
- 当組合では、バーゼルⅡ第1の柱(最低所要自己資本比率)の算定においてはリスク・ウェイトの計測手法は標準的手法(当局が設定したリスク・ウェイトを使用、従来よりリスク感応度の高い枠組み)を採用しております。
- ※貸出金に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の判定先は、当組合の貸出先が零細企業、個人であるため、格付けを取得しておらず使用していません。
- ※有価証券(債券の種類ごと)に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、下記の格付機関を利用しております。
- なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関を使い分けることは行っていません。

分類	格付機関
国内債	日本格付投資情報センター(R&I)
外国債券	日本格付研究所(JCR)
	スタンダード&プアーズ社(S&P)
	ムーディーズ社(MOODYS)

※非依頼格付(勝手格付)は 除いております。

(2)市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。(それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする。)

市場関連リスクは以下の3つのリスクからなります。

- ①金利リスク
 

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は、期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスク

当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRB」とする。)について経済的価値の変動額であるΔEVEを計測しております。なお、当組合は四半期末日を基準日として、四半期で金利リスクを計測しております。
- ②価格変動リスク
 

有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク。
- ③為替リスク
 

外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失を被るリスク。

当組合は、金利上昇リスク、株価変動リスク等にさらされていることから、バーゼルⅢへの対応、さらなる市場リスク管理態勢と金利リスク計測手法を強化し資産の健全性と収益の向上に積極的に取り組んでいます。

また金利変動に伴う金利リスク、債券、株式などの価格変動がもたらす価格変動リスクに重点を置き、それらが自己資本に与える影響等を把握し、その改善策を実行できる態勢作りや安定した適正収益を確保するための体制の充実に努めています。

そのため毎週水曜日の金利・資金運用検討会(各種金利・預け金、有価証券の運用を検討し、金利設定、資金繰り等の決定を行う)でも、SKCセンターのALMシステム(資産・負債の総合管理)と日興NBAシステム等を有効活用し、より効果的な運用を行うよう検討・協議を重ねながら、あわせて独断的な運用にならないように相互牽制を図っていくこととしています。

さらに随時、理事会に報告、審議を行い、迅速で的確な対応が取れる統制された体制を構築することとしています。

(3)出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク

- 出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針
- 前述のリスク管理方針を基本に「余裕資金運用規程」等の規程・要領類において、格付けの保有限額、ソブリン債の保有限額などを検証し、ロスカットルールに該当したものやその他重要な報告事項が発生した場合は、理事会に報告し、牽制機能を働かせ、適切かつ安全な運用を目指しています。

(4)流動性リスク

流動性リスクは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

平成17年4月よりのペイオフが全面解禁されたことにより、流動資金の円滑な確保には重点的に配慮しています。

具体的には、当組合は本部関係者による、毎週水曜日の金利・資金運用検討会において、週・月単位の資金繰り、金利見通し、市場リスク・流動性リスクの状況および資産・負債のバランス等を総合的に検討した上、資金の調達・運用方針を決定しています。

また、「余裕資金運用規程」を遵守し、当組合の自己資本、収支状況および市場環境を勘案のうえ、計測、管理が適切、且つ相互牽制が働くよう配慮しています。

(5)事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る。あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

平成17年4月にペイオフが全面解禁となったことで、不祥事件や風評リスクにさらされることが無いように適正な事務処理をおこない、より一層顧客の信頼を得るために活動(重層訪問等)を行うことや規程に沿った事務処理をおこなうこととしています。

さらに事務処理ミスの早期発見及び事故の未然防止のために各店に於いての監査体制(内部監査、自店検査)の充実・強化に努めていきます。

- このため具体的には
- 1) 得意先業務取扱規程の遵守、定着化を図る。
  - 2) 事務リスク管理規程に基づき預金規程集やその他諸規程の遵守状況を点検し指導体制を強化する。
  - 3) 内部検査等を充実させ事務上のミスや不正防止策を講じていく。
  - 4) 定期的な事務取扱研修や、必要に応じた事務管理指導、人事ローテーション、連続休暇などにより、事務水準の向上、事故防止策を図る。
  - 5) マネー・ローndリングおよびテロ資金供与リスクに対応する態勢整備が急がれており、規程・マニュアルの改正整備と営業店への周知、職員の対応能力強化を目的とするAML資格取得等を講じていく。そして、顧客リスク格付けを実施し、継続顧客管理態勢を整備して、顧客の取引目的・内容に応じて検証を実施することで、同リスクの低減を図っていく。

- 当組合では事務処理の指針となる規程・要領などの整備・改善を行い、職員への周知徹底を図るとともに、本部による臨店検査、営業店による自店検査や監事による監査の実施など組合内部での相互牽制機能を高めることにより、事務リスク発生の未然防止に取り組んでいます。
- 事務リスク相当額の算出方法
- 基礎的手法により、過去3年間の業務粗利益の平均値をベースとし、その15%相当額としています。

(6)システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの停止・誤作動、不正使用などにより、信用組合業務の遂行、顧客へのサービス提供に支障をきたしたり、その結果として有形無形の損失を被るリスクをいいます。

具体的には、共同センターに加盟していますが、不測の事態(障害、火災、地震、出水等)が発生した場合を想定し、トラブル発生時の記録、防犯・防災組織(組織図、緊急連絡網)を整備し管理責任者を定めています。

又、防犯、防災組織の形骸化を防ぐため、組織の適切な見直しや周知徹底を行なっています。

さらに役職員全員が、システムリスク管理規程、緊急時対応マニュアルに基づいて、システム不備への対応をおこない、顧客へ不快感・不信感を与えないように対処するものとしています。

また緊急時に備えての現金の搬送方法の見直しも行っています。

(7)法務リスク

法務リスクとは、組合経営、組合取引等にかかる法令・組合内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為(以下、「法令等遵守違反行為」という。)が発生することで当組合の信用の失墜を招き、当組合が損失を被るリスクをいいます。

具体的には、次のリスクのことをいいます。

- (1)法令等の制定・改正に伴うリスク
  - (2)新商品の販売・新規業務の開始等に伴うリスク
  - (3)各種契約の締結・更改に伴うリスク
  - (4)苦情・トラブルに伴うリスク
  - (5)組合内規程・要領等の策定・改廃に伴うリスク
  - (6)通達・事務連絡の発出に伴うリスク
  - (7)ポスター、チラシ等の作成に伴うリスク
  - (8)その他コンプライアンスに関するリスク
- これらへの対応として、コンプライアンス委員会は、それぞれの役割に従い、下記に定める手法にてリスク管理を行っています。
- (1)各部店の業務執行に伴うリーガルチェック
  - (2)各部店の業務執行状況の法令等遵守違反行為についてのモニタリング
  - (3)法令等遵守違反行為に関する報告体制の構築と推進
  - (4)コンプライアンスに関する情報収集とその周知徹底
  - (5)役職員に対するコンプライアンス啓蒙活動
  - (6)その他の検証

(8)レピュテーションリスク(風評リスク)

レピュテーションリスク(風評リスク)とは、金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など金融機関の風評を形成する内容が劣化し、顧客からみて金融機関への安心度、親密度が損なわれることにより、金融機関の風評が低下するリスクをいいます。

金利・資金運用検討会および本部は、リスク管理の基本方針に基づいて、不断にモニタリングを行い、当組合の風評に影響を及ぼすと思われる事項について、相互に協力して情報を収集し、風評リスク管理に反映することとしています。

II. リスク管理の体制と関連規定

- (1) 各種リスクを統括する部門は総務課とし、総務課の所管する業務の検査、検証等は、代表理事が任命した者が当たることとしています。
- (2) リスク管理業務に係る規程は、順次整備していくこととし、当面は「リスク管理規程」の他、下記の規程を関係する役職員に周知し規程遵守の状況を検証していきます。

<p>* 市場関連リスク関係</p> <p>市場関連リスク管理規程、余裕資金運用規程 有価証券の保有区分規程 有価証券減損処理規程、職務権限規程</p>	<p>* 事務リスク関係</p> <p>業務方法書、貸出事務取扱について 検査規程、内部検査規程、自店検査要領 預金事務取扱規程他通達及び取扱要領 鍵管理規程、金庫室鍵管理規程、法令遵守管理規程 得意先業務取扱規程、得意先活動行動マニュアル 事務リスク管理規程、連続休暇規程 コンティンジェンシープラン(危機管理対策要領) 危機管理規程</p>
<p>* 流動性リスク関係</p> <p>余裕資金運用規程 コンティンジェンシープラン(ペイオフ) ペイオフ解禁対策マニュアル ペイオフ関係危機管理計画 流動性リスク管理マニュアル 緊急時対応マニュアル</p>	<p>* レピュテーションリスク(風評リスク)</p> <p>風評リスク管理要領</p>
<p>* システムリスク関係</p> <p>コンティンジェンシープラン(コンピューター) システムリスク管理規程、緊急時対応マニュアル オンラインシステム障害対応要領</p>	<p>* 法務リスク関係</p> <p>法務リスク管理要領</p>

事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和 3年度	経過措置 による 不算入額	令和 4年度	経過措置 による 不算入額
	<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,369		1,399	
うち、出資金及び資本剰余金の額	115		115	
うち、利益剰余金の額	1,256		1,286	
うち、外部流出予定額(△)	2		2	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	27		28	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	27		28	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,397		1,428	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	0		0	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	

(単位:百万円)

信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0		0	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	1,396		1,427	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	16,568		16,841	
資産(オン・バランス項目)	16,568		16,841	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス等取引項目	0		0	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	633		651	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	17,202		17,493	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率((ハ) / (ニ))	8.11%		8.16%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	16,568	662	16,841	673
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	16,144	645	16,430	657
(i) ソブリン向け	119	4	112	4
(ii) 金融機関向け	1,458	58	971	38
(iii) 法人等向け	5,185	207	4,910	196
(iv) 中小企業等・個人向け	1,111	44	1,184	47
(v) 抵当権付住宅ローン	638	25	673	26
(vi) 不動産取得等事業向け	100	4	104	4
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) 出資等	724	28	659	26
出資等のエクスポージャー	603	24	544	21
重要な出資のエクスポージャー	120	4	115	4
(x) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,757	110	3,648	145
(xi) 信用協同組合連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	130	5	130	5
(xii) その他	3,918	156	4,035	161
② 証券化エクスポージャー	0	0	0	0
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	423	16	410	16
ルック・スルー方式	423	16	410	16
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	0	-	0
ロ. オペレーショナル・リスク	633	25	651	26
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	17,202	688	17,493	699

- (注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。  
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資産、株式投信等が含まれます。  
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	宿毛商銀信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	115百万円
配当率	年 2.00%

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債		券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
国 内	20,294	19,979	12,010	12,064	8,283	7,915	-	-	-	-
国 外	2,055	2,149	-	-	2,055	2,149	-	-	-	-
地域別合計	22,349	22,128	12,010	12,064	10,339	10,064	-	-	-	-
製造業	1,339	2,170	219	279	1,119	1,891	-	-	-	-
農業・林業	183	162	125	105	57	57	-	-	-	-
漁業	350	355	350	355	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1,180	873	869	767	310	106	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	706	1,075	-	-	706	1,075	-	-	-	-
情報通信業	307	295	-	-	307	295	-	-	-	-
運輸業・郵便業	443	314	136	52	307	314	-	-	-	-
卸売業・小売業	1,232	1,068	604	578	629	490	-	-	-	-
金融業・保険業	1,104	1,192	0	0	1,103	1,192	-	-	-	-
不動産業	567	678	8	82	559	596	-	-	-	-
飲食業	171	160	171	160	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	220	193	5	12	214	181	-	-	-	-
その他のサービス	756	695	756	695	-	-	-	-	-	-
その他の産業	65	155	65	155	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	5,698	6,388	5,968	6,388	-	-	-	-	-	-
その他	7,752	6,292	2,729	2,430	5,022	3,862	-	-	-	-
業種別合計	22,349	22,128	12,010	12,064	10,339	10,064	-	-	-	-
1年未満	849	1,275	533	738	315	537	-	-	-	-
1年以上3年未満	1,154	1,271	210	250	943	1,021	-	-	-	-
3年以上5年未満	1,721	1,588	247	181	1,474	1,407	-	-	-	-
5年以上7年未満	791	1,015	465	378	326	637	-	-	-	-
7年以上10年未満	1,623	1,954	1,420	1,435	203	519	-	-	-	-
10年以上	11,308	11,456	6,146	6,334	5,161	5,122	-	-	-	-
期間の定めのないもの	4,900	3,564	2,985	2,746	1,915	818	-	-	-	-
その他	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	22,349	22,128	12,010	12,064	10,339	10,064	-	-	-	-

- (注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
 尚、同表の「その他」欄には当座貸越等のコミットメント与信相当額の未使用額2,056百万円と現金367百万円が含まれます。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記債券欄の「その他」には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には株式部分64百万円、投資信託1,184百万円、その他の証券320百万円が含まれます。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	27	0	-	27
	令和4年度	27	0	-	28
個別貸倒引当金	令和3年度	94	2	-	95
	令和4年度	95	6	29	62
合計	令和3年度	121	2	-	123
	令和4年度	123	7	29	91

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金、偶発損失引当金等を一般貸倒引当金あるいは、個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用	令和3年度	令和4年度	その他	令和3年度	令和4年度			
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業・郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業・小売業	34	34	-	-	-	-	-	-	34	34	-	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	0	0	-	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス	36	36	0	6	-	29	-	7	36	6	-	29	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	24	24	2	-	-	-	0	2	24	21	-	-	-
合計	94	95	2	6	-	29	1	10	95	62	-	29	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告知で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	3,629	50	1,659
10%	-	600	-	529
20%	1,624	5,367	1,793	3,134
35%	-	1,820	-	1,921
50%	2,921	101	3,142	59
75%	-	1,416	-	1,541
100%	3,143	5,373	2,675	5,451
150%	-	-	-	0
250%	1,103	224	1,459	221
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	8,792	18,533	9,121	14,520

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成26年度よりリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

(5)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	526	922	18	91	-	-	-	-
① ソブリン向け	11	25	-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	57	173	-	-	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け	424	708	18	91	-	-	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	33	14	-	-	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧ 出資等	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑪ その他	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。  
3. 「その他」とは、①~⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資産、株式投資等が含まれます。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。  
当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。  
自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引※1の取引相手のリスクに関する事項 該当なし

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当なし

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ・貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分 <sup>※1</sup>	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	52	52	64	64
非上場株式等	130	130	130	130
合計	182	182	194	194

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、含んでおりません。

ロ・出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	-	-

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売却損益は含まれておりません。

ハ・貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	-	-

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ・貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	-	-

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	169	164
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
順番		△EVE		△NII					
		令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末				
1	上方平行シフト	526	553	19	19				
2	下方平行シフト	0	0	11	6				
3	スティープ化	442	476						
4	フラット化	0	0						
5	短期金利上昇	14	12						
6	短期金利低下	0	0						
7	最大値	526	553	19	19				
		ホ		ヘ					
		令和3年度末		令和4年度末					
8	自己資本の額	1,396		1,427					

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。  
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。

金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5.00年
- (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提  
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約の考慮はしていません。
- (e) 複数通貨の集計方法及びその前提  
IRRBB1については保守的に通貨毎に算出した△EVEが正となる通貨のみを対象としております。
- (f) スプレッドに関する前提  
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- (g) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
△EVEは、保有有価証券の長期化や資産勘定の増加により、前年度から54百万円増加しております。
- (i) 計測値の解釈や重要性に関する説明  
△EVEについては、当組合の資産運用状況から、金利リスクテイクの度合いが高いことを踏まえ、自己資本の余裕等との関係に照らし、四半期毎に計測値を算出し管理しております。

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月14日

宿毛商銀信用組合 理事長 井上 龍也

法令等遵守体制について

「コンプライアンス(法令等遵守)」とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることをいいます。中小企業等協同組合法をはじめ、民法、商法、刑法等の法律を守ることはいまでもなく、金融業務において、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネーロンダリングの防止・本人確認、預金名寄せデータの整備、個人情報保護など、数多くの法令やルールがあるが、これらを厳格に遵守しなければなりません。さらにルール以前の問題として、金融業務の公共性の点からみても社会的規範を逸脱した場合は、信用が最大の財産ともいえる信用組合にとってはきわめて大きなダメージとして跳ね返ってきます。当信用組合は過去の行政措置を教訓としなければなりません。こうした認識のもとにコンプライアンス態勢の構築および実践を経営の最重要課題と位置づけ、当信用組合のコンプライアンスを実現するための実践計画としてコンプライアンス・プログラムを制定しています。

1. 遵守すべき法令等

当組合の役員は、金融機関に従事する者として法令・規則などを遵守することはもとより、社会的規範を全うしなければならない。その具体的手引書が「コンプライアンス・ハンドブック(コンプライアンス・マニュアル)」であり、全役員はその趣旨を十分理解し日々実践に努めています。なお、コンプライアンス・ハンドブックは、法令等の制定・改廃および社会規範の変化に対処し実効性を確保するため、原則として年度ごとに見直しを行っています。

2. コンプライアンス実践体制の整備

当組合は、コンプライアンスの実践を確保するため、組織および分掌等を次のとおり定める。

(1) 組織の整備

コンプライアンス委員会は理事長他役員13名で構成する。コンプライアンス統括部署は本部とし、本部及び各営業店にコンプライアンス担当者を配置しています。

①コンプライアンス委員会の役割

- コンプライアンス・プログラム 制定・改廃案の作成
- コンプライアンス・ハンドブック(コンプライアンス・マニュアル)制定・改廃案の作成
- コンプライアンス・プログラムの進捗状況・達成状況のフォローアップ
- 理事会に対する報告事項の検討・決定

②コンプライアンス統括部門の役割

- コンプライアンスに係る企画・立案・推進
- 委員会の開催・議案・検討課題の具体化
- 理事会等への報告案作成
- 進捗状況のフォローアップ
- 法務関連情報の収集・管理
- コンプライアンス全般に関する研修・啓蒙活動の実施
- コンプライアンス違反行為の再発防止策の検討
- 業績評価と人事考課への反映
- コンプライアンス全般に関する相談窓口
- コンプライアンス委員会議事録の作成・保管
- コンプライアンス担当者の職務
- 実施状況のモニタリング
- コンプライアンス関連文書等の周知徹底
- 職員からの相談・質問の窓口(常識的な判断必要)
- 総括部門への報告・相談
- コンプライアンスの啓蒙活動
- 営業店での研修の実施、同内容の記録(営業店日誌)

(2) 報告体制の整備

①組合内部関係

役員からのコンプライアンス関連事項相談・報告は、「コンプライアンス体制組織図」の通り、原則としてコンプライアンス担当者を通じて行うものとするが、状況に応じ 総務部に直接行うことができるものとしています。なお、相談・報告は、必要に応じて書面によるものとしています。

②対外関係

ア、外部とのトラブル及び苦情については、様式「苦情・要望処理簿」に記録し、本部に報告しています。  
 イ、反社会的勢力に対する対応等については、日頃業務上のミスの発生を防止するなど反社会的勢力の付け入る隙をなくすることが重要であるが、介入された場合は、断固とした姿勢で臨むとともに、状況に応じ直ちに総務部に通報・相談し、迅速かつ適切な対応策を講じる。対応結果は記録し、本部に報告するものとします。  
 また反社会的勢力に対する定義、対処方針についてはコンプライアンス・マニュアルを参照しています。  
 なお、必要に応じ、警察への協力を要請し、また、監督官庁への報告を行います。

(3) 規程類の整備

コンプライアンス・マニュアル、倫理規程等コンプライアンス推進関連規程類の制定・改廃はもとより、組合業務執行上必要とする各種規程類及び各種取扱要領の制定・改廃を行い、「規程類体系」に沿って規程類の見直し・整備を図っています。

3. コンプライアンスに関する研修の強化

企業倫理及び法令等の厳格な遵守(コンプライアンス)を組合全体に浸透させる必要があるため、次の施策を通じ知識及び意識の向上に努めています。

- ① 営業店の朝礼時にコンプライアンス・ハンドブック(組合策定)の輪読を行っています。
- ② 職員を対象にコンプライアンス通信講座の受講及び検定試験の受験を実施しています。
- ③ 部外実施のコンプライアンス研修会に可能な範囲で参加しています。
- ④ コンプライアンス担当者を中心とし、事例研究会(討論形式)を開催しています。
- ⑤ 代表理事を講師として研修に参加させ、他の理事も積極的に関与することとし、法令遵守に対する認識、意識の向上に努めています。

4. コンプライアンス・プログラムの策定

コンプライアンス・プログラムの策定及び改訂は、理事会の議決による。なお、コンプライアンス・プログラムの策定は、年度ごとに行っています。

主要な事業内容

預金業務

- 普通預金 貯蓄預金 当座預金 通知預金 納税準備預金
- 定期預金 (スーパー定期・大口定期・期日指定定期・年金優遇定期等)
- 定期積金 総合口座 決済用預金

融資業務

個人ローン

- 住宅ローン リフォームローン マイカーローン
- 教育ローン カードローン 目的ローン
- フリーローン 生活サポートローン

事業者向けローン

- 一般のご融資 (手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越)
- 地方公共団体制度融資 代理貸付業務 しんくみパートナーズローン

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区分	令和3年度末		令和4年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送金、振込	他の金融機関向け	9,022	3,870	9,423	4,396
	他の金融機関から	16,479	5,095	17,589	5,801
代金取立	他の金融機関向け	216	222	108	99
	他の金融機関から	43	115	23	25



為替、サービス業務

- 自動受取サービス (各種年金・給与・配当金等)
- 支払サービス (公共料金・クレジット代金・保険料など)
- 送金サービス (授業料・家賃・株式の払込みなど)
- キャッシュカード (他行カード振り込み・相互入金等)
- 給与振込
- 年金、税務などの各種相談サービス

地区一覧

当組合営業地区  
宿毛市、四万十市、土佐清水市、  
幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町

業界の関連会社

会社名	信組情報サービス(株)	全国しんくみ保証(株)
所在地	千葉県白井市桜台1-2	東京都中央区京橋1-9-5
業務内容	信用組合の電子計算事務受託	信用組合並びに全信組連が行う貸付(事業資金を除く)に係る債務の保証
設立年月	昭和60年5月1日	平成3年8月7日
資本金	46百万円	30百万円
出資比率	0%	0%

窓口・ATM振込手数料一覧表

取引内容	金額階層	ATM他行カード振込機能 利用取引の場合			窓口(電信・文書扱い) 振込取引の場合		
		自組合カード	組合員	他行カード	一般振込	組合員	
振込	他金融機関宛	5万円以上	440円	330円	660円	880円	660円
		5万円未満	330円	220円	440円	660円	440円
	当組合本支店宛	5万円以上	220円	無料	440円	440円	無料
		5万円未満	110円	無料	220円	220円	無料
同一店内	5万円以上	110円	無料	440円	220円	無料	
	5万円未満	110円	無料	220円			
ATM延長時間帯利用手数料		無料		他行カード	220円		
ATM銀行間利用手数料		無料		他行カード	220円		
ゆうちょ銀行提携利用手数料		無料		他行カード	220円		
取引内容		小切手		約束手形			
交換取立 (手形・小切手)	電子交換所内	1通につき	220円	220円			
	当組合本支店宛	1通につき	無料	無料			
個別取立	通帳等の取立	1通につき	660円	660円			
その他	送金・振込の組戻し料	1件につき		660円			
	不渡手形返却料	1通につき		660円			
	取立手形組戻し料	1通につき		660円			
	取立手形店頭呈示料	1通につき		660円			
手形・小切手の発行手数料	手形帳	1冊(50枚綴)		1,100円			
	小切手帳	1冊(50枚綴)		1,100円			
	マル専手形	1枚につき		1,100円			
各種証明書の発行手数料	残高証明書	1通につき		550円			
	その他各種証	1通につき		550円			
通帳・証書の再発行手数料	1通につき			550円			
個人データ開示請求手数料	1通につき			550円			
キャッシュカードの再発行手数料	1枚につき			1,100円			
				550円			
融資証明書発行	1通につき			3,300円			
契約内容変更手数料 (貸出金利見直し手数料含む)	1契約につき			5,500円			
一部繰上返済 全額繰上返済	繰上返済額(100万円未満)			5,500円			
	繰上返済額(500万円未満)			11,000円			
	繰上返済額(1,000万円未満)			22,000円			
	繰上返済額(1,000万円以上)			55,000円			
借換手数料	他行への借換 (※繰上返済手数料も必要です)			11,000円			
繰上返済手数料に関する特約書「締結先」の場合							
・融資実行後5年以内の場合 [全額または一部繰上返済元金額×1.0%] (円単位未満切り捨て)							
・融資実行後5年超の場合 [全額または一部繰上返済元金額×0.5%] (円単位未満切り捨て)							
不動産調査事務手数料 (住宅ローン・事業用太陽光発電設備・ 事業用風力発電設備・アパートローン・その他)	1契約につき			11,000円			

総代会に関する情報開示

◎総代会制度について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

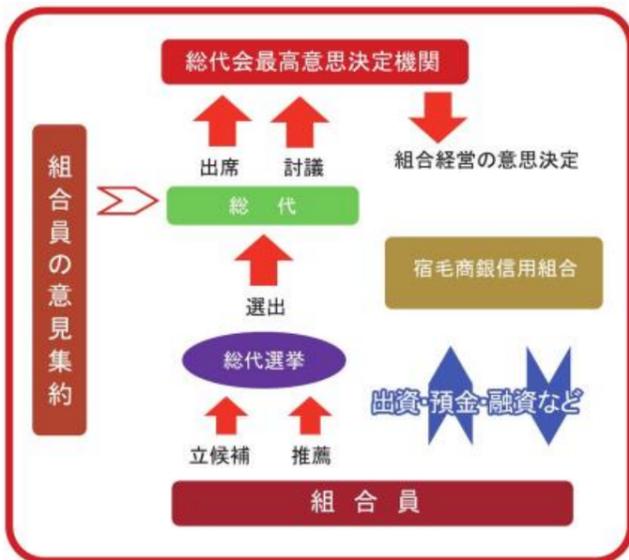
総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

現在の総代の定数は、105人となっております、その任期は令和8年2月末までとなっております。

選挙手続きの概要は、次のとおりであります、詳細につきましては私どもの組合の本店及び宿毛支店に掲示いたしますのでご覧ください。



選挙の概要	
1.	選挙：連記式無記名投票
2.	定数：100人以上105人以内
3.	総代任期：3年
4.	公告：組合掲示場
5.	選挙期日：任期満了の日の前30日
6.	立候補：自薦または他薦
7.	選挙長：理事長
8.	選挙管理人：各地区に1名委嘱
9.	選挙立会人：各地区に2名委嘱
10.	投票用紙・書面：選挙長が決定
11.	投票の終了：選挙管理人が宣告
12.	開票：立会人立会の上選挙管理人開票
13.	無投票当選：選挙長が公告
14.	就任承諾書：当選人より徴求 (当選の通知を受けた日より10日以内)
15.	選挙録：選挙管理人が作成

総代選挙規約

(目的)

第1条 当組合の総代選挙は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選挙)

- 第2条 総代は、選挙区毎にその選挙区に所属する組合員のうちから選挙する。
- 2 総代の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 総代の選挙は、任期満了の日の前30日以内に行う。

(選挙権及び被選挙権)

- 第3条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、第8条第4項に定める日において組合員名簿に登録されている者とする。
- 2 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 破産者で復権のできない者
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 総代就任時に80歳を超える者

(総代の定数、選挙区及びその定数)

- 第4条 当組合の総代の定数は100人以上105人以内とする。
- 2 第1区として、宿毛市小筑紫町、幡多郡大月町、土佐清水市の地域を定数15名以上55名以内とし、第2区として、第1区を除く宿毛市内地区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町の地域を定数50名以上90名以内とする。

(選挙区毎の選挙すべき総代の数)

第5条 選挙区毎の選挙すべき総代の数は、第4条で定める範囲内において理事会で定める。

(公告方法)

第6条 公告は、当組合の事務所の店頭に掲示して行う。

(選挙の公告と周知)

- 第7条 選挙長は、選挙期日の30日前までに、以下の事項について公告するとともに、選挙人名簿の確定後直ちにその選挙区の組合員に周知を図るものとする。
  - (1) 選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数
  - (2) 候補者の届出の受付期間及び受付方法
  - (3) 選挙期日
  - (4) 投票の開始及び終了の時間
  - (5) 投票すべき場所
  - (6) 選挙人名簿の縦覧期間・閲覧時間・場所
  - (7) 選挙長、地区選挙管理人（以下「選挙管理人」という。）及び選挙立会人（以下「選挙立会人」という。）の氏名
  - (8) その他当組合が必要と認めた事項
- 2 選挙長が必要であると認めるときは、選挙区毎に選挙期日を異にすることができる。
- 3 選挙長は、やむを得ない事由があると認めるときは、第1項各号に定める事項を変更することができる。この場合においては、その旨を速やかに公告（様式第3号）する。

(選挙人名簿)

- 第8条 選挙人名簿（様式第4号）は、選挙長があらかじめ選挙区毎に作成する。
- 2 選挙長は第7条第1項の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の縦覧に供するものとする。
- 3 選挙人名簿に登録されていない組合員は、選挙人名簿の確定の時まで、選挙長に対して、選挙人名簿への登録（様式第5号）を求めることができる。ただし、選挙長は正当な理由がある場合は、当該組合員につき、選挙人名簿の確定後であっても、選挙人名簿への登録を認めることができる。
- 4 前項の選挙人名簿は、選挙期日の25日前に確定する。
- 5 選挙人名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまで持分の譲渡の承諾を停止する。

(候補者の届出)

- 第9条 総代に立候補しようとする者は、選挙期日の20日前までに組合所定の届出書（様式第6号）を選挙長又は選挙管理人に届け出て、これを行う。
- 2 選挙人名簿に登録された組合員が他の組合員を総代の候補者にしようとするときは、本人の承諾を経て前項の期日までに推薦（様式第7号）する旨を選挙長又は選挙管理人に届け出なければならない。
- 3 前二項により届けられた者を候補者とする。
- 4 選挙管理人が第1項の立候補届又は第2項の推薦届を受理した場合、選挙管理人は、当該立候補届及び推薦届を遅滞なく選挙長に提出する。

(候補者の公告)

- 第10条 選挙長は、選挙期日の15日前までに、次の事項を速やかに公告（様式第8号）する。
  - (1) 理事会の定めた選挙期日及び場所
  - (2) 理事会の定めた選挙すべき総代の選挙区及び総代の数
  - (3) 立候補者の属性（氏名・年齢・性別等）
  - (4) その他必要と認める事項
- 2 前項の公告後やむを得ない事由によりその公告事項に変更が生じたときは、選挙長はその旨を公告（様式第3号）する。

(選挙長)

第11条 選挙長には、理事長が就任して選挙に関する事務を総括する。

(選挙管理人)

- 第12条 選挙長は、選挙区毎に選挙管理人を置く。
- 2 選挙長は、選挙区毎の組合員のうちから1人に選挙管理人を委嘱（様式第9号）する。被委嘱者からはその承諾書（様式第10号）を徴求する。
- 3 選挙管理人は、候補者になることはできない。
- 4 選挙管理人は、選挙に関する事務を管理する。

(選挙立会人)

- 第13条 選挙長は、選挙区毎にその組合員のうちから地区選挙立会人を委嘱（様式第11号）する。被委嘱者からはその承諾書（様式第12号）を徴求する。
- 2 選挙立会人は、候補者になることはできない。
- 3 選挙立会人は、投票及び開票に立会う。

(選挙補助者の指名)

第14条 選挙管理人は職員より若干名の選挙補助者を指名することができる。

(投票用紙)

- 第15条 投票用紙（様式第13号）及び書面による投票用の封筒の様式（様式第14号）は、選挙長が定める。
- 2 選挙長は、必要があると認めるときは、あらかじめ候補者の氏名を記載した投票用紙の様式（様式第15号）を定めることができる。

(投票)

- 第16条 組合員は、所定の投票用紙にその選挙区において選挙すべき総代の数に至るまで投票しようとする者の氏名を候補者のうちから自書して、これを投票箱に投入する。
- 2 前条第2項に定める投票用紙を用いる場合は、組合員は投票しようとする候補者の氏名の上に○印をつけて、これを投票箱に投入する。

## (期日前投票)

- 第17条 選挙長は、選挙期日において次の各号の事由のいずれかに該当すると見込まれる組合員の投票については、当該選挙期日の公告があった日の翌日から選挙期日の前日までの間で、選挙長の認めた日時において、投票（以下「期日前投票」という）を行わせることができる。
- (1) 職務又は業務に従事すること
  - (2) 葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において、用務に従事すること
  - (3) その他選挙長が期日前投票を許可することが相当と認める事由が存すること
- 2 第19条、第20条及び第21条は、期日前投票の場合にも、適切な読み替えを行ったうえで適用される。

## (不在投票)

- 第18条 組合員が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により選挙の当日自ら投票を行うことができないときは、第19条ないし第20条の規定に従って、書面又は代理人をもって、投票を行うことができる。

## (書面による投票の方法)

- 第19条 組合員が、書面により投票を行おうとするときは、選挙期日の前日午後4時までに、選挙長又は選挙管理人に対して、書面により投票を行う旨を申し出て、投票用紙及びその封筒（様式第14号）の交付を請求する（様式第16号）。
- 2 選挙長又は選挙管理人は前項の請求が正当なものと認めるときは、投票用紙及びその封筒を直ちに交付しなければならない。
  - 3 前項の規定により、投票用紙及びその封筒の交付を受けた組合員は、候補者のうち投票用紙に投票しようとする者の氏名を自書し、又は候補者の氏名の上に○印を記したうえ、これをその封筒に入れて封をし、第1項に定める日時までに選挙長又は選挙管理人に提出するものとする。

## (代理人による投票の方法)

- 第20条 組合員が第18条の事由により、代理人をもって投票を行おうとするときは、委任状（様式第17号）にその旨を記載し、これを代理人に持参させなければならない。
- 2 代理人は、委任状による選挙権を行使しようとするときは、選挙管理人に当該委任状を提出して、これを行うものとする。
  - 3 代理人は、2人以上の組合員を代理して投票を行うことはできないものとする。
  - 4 代理人は組合員とする。

## (代筆による対応)

- 第21条 身体の故障又は文盲により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選挙管理人に対してその旨を申請し、次の各号を全て満たす方法により、委任状なくして、投票をすることができる。
- (1) 上記の申請を受けた選挙管理人は、投票立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者（以下「投票補助者」という）2名を定める。
  - (2) 投票場所において、投票補助者のうち1名が、投票用紙に当該組合員が指示する候補者の氏名を記載し、他の1人がこれに立ち会う。
  - (3) 第2号に基づき、当該組合員が指示する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行う。

## (投票の拒否)

- 第22条 選挙管理人が正当なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選挙立会人の意見を聴いて、これを行う。

## (投票の終了)

- 第23条 選挙管理人は、投票が終了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴いて投票終了の旨を宣言しなければならない。
- 2 選挙管理人は、投票の終了宣言後は投票を行わせてはならない。

## (開票)

- 第24条 選挙管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

## (投票の効力)

- 第25条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理人が選挙立会人の意見を聴いて、これを決定する。

## (投票の無効)

- 第26条 次に掲げる投票は、これを無効とする。
- (1) 所定の用紙を用いないもの
  - (2) 候補者の氏名のほかに他事を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に○印以外の事項を記載したもの
  - (3) 選挙すべき総代の定数を超えて候補者の氏名を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に選挙すべき総代の数を超えて○印をつけたもの
  - (4) 投票した候補者の氏名が確認し難いもの
  - (5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに到着しなかったもの
  - (6) 白紙で投票したもの

## (当選人)

- 第27条 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選挙区の選挙すべき総代の数に至るまでの者とする。
- 2 当選人を決定するに当り得票数が同じであるときは、選挙管理人は抽籤で当選人を決定する。

## (無投票当選)

- 第28条 候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。
- 2 前項の規約により投票を行わなくなったときは、選挙長はその旨を公告（様式第18号）する。

## (当選人の発表・報告等)

- 第29条 当選人が決定したときは、選挙管理人は、速やかに、その結果を選挙長に報告（様式第19号、第20号）しなければならない。
- 2 選挙長は、当選人に対して、当選の通知（様式第21号）を行うとともに、当選内容についてその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

## (就任)

- 第30条 当選人が、第29条第2項に基づく通知を受け、総代への就任を承諾する場合には、就任承諾書（様式第22号）を選挙長に提出するものとする。
- 2 当選人が、第1項に基づく通知を受けてから、5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。
  - 3 前二項に基づき、当選人が、総代への就任を承諾した場合には、当該当選人は、前任者の任期満了の翌日に総代に就任するものとする。ただし、第34条に基づく補欠の選挙における当選人は、就任を承諾した日に総代に就任するものとする。

## (当選人の繰上補充)

- 第31条 第30条第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選挙管理人は選挙長の指示により、次点者をもって逐次当選人とする。
- 2 前項の場合には、前条の規約を準用する。

## (総代選挙録)

- 第32条 選挙管理人は、総代選挙録（様式第23号）（以下「選挙録」という）を作成しなければならない。
- 2 選挙録には、選挙の経過及び顛末を記載し、選挙管理人及び選挙立会人がこれに署名又は記名捺印して、投票用紙その他の関係書類とともに選挙長に提出しなければならない。
  - 3 選挙長は、選挙録及びその関係書類を少なくとも総代の任期中保存しなければならない。

## (補充の選挙)

- 第33条 候補者の届出数とその選挙区において選挙すべき総代の数に満たないときは、届け出た候補者をもって当選人と定め、不足数については遅滞なく補充の選挙を行わなければならない。当選人の数がその選挙区において選挙すべき総代の数に不足し、又は不足することになったときは、不足数についても同様とする。

## (補欠の選挙)

- 第34条 総代の定数に不足を生じたときは、組合は遅滞なく補欠選挙を行う。
- 2 補欠の選挙は選挙された総代の数に欠員の生じた選挙区において行う

## (細則)

- 第35条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは理事会が決定する。

## (附則)

- 第1条 本規約の制定及び改廃は総代会の承認を経なければならない。
- 第2条 この規約は昭和60年12月2日に改正する。
- 第3条 この規約は平成16年6月24日に改正する。
- 第4条 この規約は平成30年6月18日に改正する。
- 第5条 この規約は令和2年6月17日に改正する。

総代の選挙区及びその定数

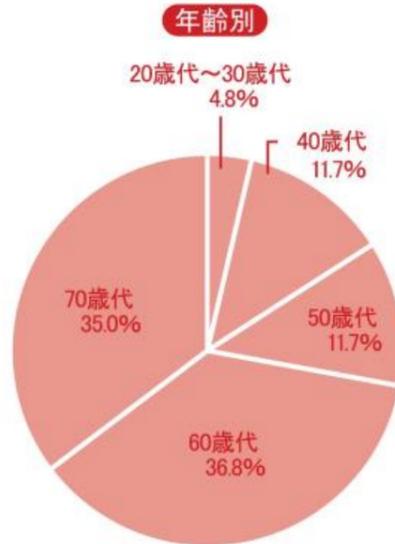
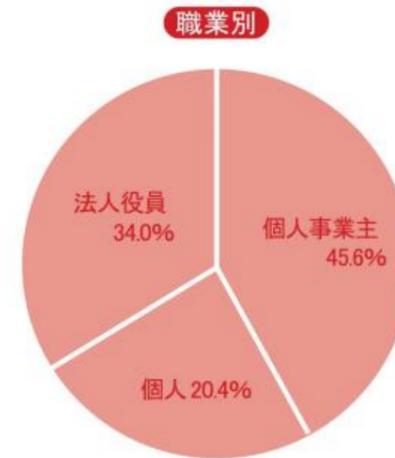
選挙区	地域	定数
第1区	宿毛市小筑紫町、幡多郡大月町、土佐清水市	15名以上55名以内
第2区	第1区を除く宿毛市内地区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町	50名以上90名以内
計		105名

総代氏名一覧

氏名	第1区	年齢	氏名	第2区	年齢
羽賀久喜	田ノ浦	74歳	有田紀代	中中央	50歳
森田由紀	田ノ浦	74歳	岡崎利久	中中央	53歳
井上由紀	内外の浦	72歳	木下真也	中中央	68歳
吉村敬三	内外の浦	68歳	澤田雄一	中中央	55歳
井上龍也	呼崎	63歳	高橋義一	中中央	74歳
山本寿一	呼崎	74歳	田村真太郎	中中央	44歳
千谷正男	湊	74歳	野村豊生	中中央	67歳
濱中得弘	大海	73歳	東住雄	中中央	73歳
岡松平	伊与野	69歳	澤田良介	中中央	43歳
尾崎正務	伊与野	73歳	三代木誠一	中中央	75歳
依岡航平	伊与野	41歳	山本昭寿	中中央	63歳
曳田憲正	伊与野	64歳	嶋布滋子	松田町	77歳
松岡文充	伊与野	66歳	谷本優人	長田町	58歳
松田典夫	伊与野	78歳	福壽秀剛	与市町	51歳
西郷勝博	小筑紫	47歳	猪石浩	幸町	67歳
坂本るり子	小筑紫	72歳	保田孝司	幸町	65歳
名倉次朗	小筑紫	60歳	山下博文	幸町	75歳
清田益行	小筑紫	67歳	澤田清隆	幸町	65歳
山与田正洋	小筑紫	46歳	高瀬一也	駅前町	64歳
伊与田文昭	福良	68歳	鎌田君哉	駅前町	68歳
岡田俊夫	福良	73歳	吉竹君夫	駅前町	54歳
佐井博明	福良	69歳	山本久弥	貝塚	64歳
山本浩二	福良	61歳	有田光辰	貝塚	37歳
福井玲	福良	70歳	浦田充裕	四季の丘	67歳
栗生里美	福良	65歳	山崎典典	四季の丘	66歳
福井景公	福良	65歳	山下量子	四季の丘	43歳
宮地良和	福良	58歳	有田孝子	宿毛	69歳
河原優博	喜喜	70歳	井上幸伸	宿毛	74歳
高木徳幸	喜喜	75歳	岡田浩一	宿毛	55歳
西岡義幸	喜喜	73歳	池和明	高砂	63歳
西岡三男	喜喜	73歳	河内山禮二	高砂	79歳
林樹弘	喜喜	77歳	浦中道弘	片島	79歳
山中輝明	喜喜	77歳	金澤眺美	片島	78歳
松田修一	弘見	70歳	橋本龍也	片島	64歳
中野利枝	弘見	62歳	岡添良洋	大島	78歳
浜口数子	弘見	76歳	岩崎明	大深浦	55歳
田中義一	清王	69歳	久保康次	宇須々木	38歳
山岡博文	清王	67歳	吉村重輝	藻津	39歳
米花國夫	周防形	76歳	小栗秀男	和田	70歳
森下潤三	頭集	61歳	上岡良水	和田	75歳
			田刈満博	和田	60歳
			曳田栄也	和田	68歳
			荒木俊慶	港南台	32歳
			岡本清平	平田町	46歳
			小島一彦	平田町	76歳
			柴岡功	平田町	78歳
			矢野秀樹	平田町	46歳
			津野秀和	山奈町	53歳
			高田綾	二の宮	41歳
			松本幸夫	二の宮	76歳
			山本正夫	二の宮	68歳
			公文日出生	中角	65歳
			松田選	中角	64歳
			宮崎義久	中角	71歳
			竹村征二	橋上町	51歳
			田村総一郎	錦	40歳
			嵐龍	西町	65歳
			山岡正和	西町	45歳
			廣畑二義	榑	34歳
			白木久雄	四万十市	63歳
			山下裕子	四万十市	56歳
			田野王	三原村	47歳

年齢は令和5年6月14日が基準となっております

総代の属性別構成比



第70期通常総代会の決議事項

第70期通常総代会が、令和5年6月14日午前9時30分より、当組合本店で開催され、次の事項が付議されそれぞれ原案どおり決議されました。

報告事項

第70期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告の件

決議事項

- 第1号議案 第70期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）計算書類、剰余金処分案承認の件・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 第71期事業計画および収支予算案承認の件・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

職員出身者以外の理事の登用状況の開示

役員一覧

理事長（代表理事）／井上龍也	理事（非常勤）／岡松平 ※
専務理事（代表理事）／松田選	理事（非常勤）／河原敏郎 ※
理事（非常勤）／東高希 ※	員外監事（非常勤）／加藤高明 ※
理事（非常勤）／井上由紀 ※	員外監事（非常勤）／山下章一 ※
理事（非常勤）／長尾文利 ※	員外監事（非常勤）／山崎正友 ※

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事等（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

報酬体系について

1. 対象役員  
当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）における報酬体系の開示をしております。報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。  
 なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	32,222	40,000
監事	1,500	3,000
合計	33,722	43,000

- 注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
- 注2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。
- 注3. 使用人兼務理事はおりません。
- 注4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は理事3,870千円、監事1,530千円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- 注2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

職員紹介

窓口業務担当



本店営業部  
次長  
岡村 恵



本店営業部  
部長代理  
岡原 浩子



本店営業部  
係長  
松澤 秀和



宿毛支店  
係長  
木村 里津子



本店営業部  
貸付係  
瀧山 洸輔



宿毛支店  
小島 里沙



宿毛支店  
金子 円香



本店営業部  
村崎 亜子



本店営業部  
上甲 桜樺



本店営業部  
田村 和弥

得意先係 地域に根差した活動を心がけています！



統括部長  
所谷 祐二



宿毛支店  
支店長  
長岡 宏幸



宿毛支店  
副支店長  
黒川 健太



宿毛支店  
支店長代理  
稲野 智章



宿毛支店  
係長  
清家 寿彦



本店営業部  
係長  
井垣 加代



宿毛支店  
濱口 健二



宿毛支店  
鈴木 祐道



宿毛支店  
中村 亜季



宿毛支店  
松本 直子

本部 (総務課・経営支援課・企画推進課)



専務理事  
松田 選



経営支援課  
課長  
橋本 龍也



企画推進課  
課長代理  
平岡 正也



総務課  
課長代理  
浜田 浩平



中山 茉歩



菅 由美

営業のご案内

預金商品のご案内 ※この預金は、預金保険制度の対象となります。

商品名	商品内容	ご利用期間	お預入金額
当座預金	小切手、手形がご利用いただける預金です。	いつでも ご入金・ お引出 できます。	1円以上。 新規ご契約時のみ1,000円 以上。
普通預金	営業店で出し入れ自由、キャッシュカードのご利用もでき、おサイフがわりにご利用いただけます。		
貯蓄預金	基準残高を定めた出し入れ自由の預金ですが、利率は普通預金よりもお得です。		
総合口座	貯める・殖やす・支払う・受取る・借りる5つの機能を1冊の通帳にセットした大変便利な口座です。	普通預金はいつでもご入金・お引き出しできます。	普通預金 1円以上 定期預金 1,000円以上
納税準備預金	納税資金専用の預金で、お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典があります。	納税時にお引き出し。	1円以上
通知預金	預入期間が7日以上見込める場合には普通預金よりお得です。	7日以上	1,000円以上
スーパー定期預金	預入金額が1,000円以上と幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。満期日毎に自動的に継続される便利な自動継続扱いもございます。(年金優遇定期のお取扱いもございます。)	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。お預入期間は最長3年です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。	据置期間1年 最長預入3年	1,000円以上
大口定期預金	市場の金利動向等を考慮し金利が設定され、大口資金の運用に最適な定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上
変動金利定期預金	預入期間中に6ヶ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上 3年以内	1,000円以上
定期積金	掛け込み金額は、1,000円から始められ、期間も6ヶ月から60ヶ月まで自由に選べますので、計画に合わせたご契約をお選びいただける定期積金です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上

ローンのご案内 ※上手に借りて、上手に使って、上手に返そう

商品名	商品内容	ご融資額	ご融資期間	担保・保証
住宅ローン	宅地の取得、住宅の新築、増改築、中古住宅の購入等にご利用いただけます。	10,000万円以内	35年以内	保証会社等の保証付、場合により保証人、不動産等
リフォームローン	住宅全般に関するリフォームにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	保証会社等の保証付、場合により保証人、不動産等
マイカーローン	車の買い替え・車検費用等にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
教育ローン	入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、ご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内但し、卒業予定日までの据置可	保証会社等の保証付、保証人等
極度型奨学ローン	極度額の範囲内で、入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、反復してご利用いただけます。	100万円以上 300万円以内	3年ごとの自動更新 最終更新は65歳未満	保証会社等の保証付、場合により保証人必要
生活サポートローン	意に反して高金利融資の残高が増え、お悩みの方、ご相談の上お取扱いたします。	状況把握の上決定	10年以内	状況把握の上決定
目的ローン	教育・車以外の目的のあるお使い道にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
フリーローン	資金の使いみちを限定しないローンです。ただし、事業性・旧償返済は除きます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
カードローン	お使いみち自由なカードローンです。ただし、事業性・旧償返済は除きます。	10万円～100万円 コース	3年ごとの自動更新 最終更新は65歳未満	保証会社等の保証付

# 窓口営業時間を 午後4時まで 延長しました



店舗一覧

店名	住所	電話番号
本店・宿毛支店	〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地	0880-63-1166

ATM設置状況

CD機 (現金自動支払機)

ATM (現金自動預払機)

店舗内

-

1台

店舗外

-

4台

設置場所

ATM機

当組合 本店・宿毛支店 (合同新店舗)  
当組合 旧本店 (小筑紫)  
当組合 旧宿毛支店 (中央)  
サングリーンくりはら店内 (長田町)  
物産館サンリバー四万十内 (四万十市)

稼働時間

平日・土・日・祝祭日 午前8時から午後9時まで  
サングリーンくりはら 午前9時から午後9時まで

当組合のキャッシュカードをご利用の皆様へ

## ATM出 手数料無料

- 当組合ATM (自動預払機)
- 宿毛市内 (たとえばフジ、くりはら等) はもちろん  
全国どこかの金融機関でも支払可能 (全銀ネット)
- 郵便局のATMは、入出金可能
- 相互入金業務取扱開始
- ★いずれにしても手数料無料 (翌月精算)
- 詳しくは窓口・係員にお気軽におたずねください

年中無休  
です!



宿毛商銀信用組合【本店・宿毛支店】  
〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地  
TEL: (0880) 63-1166 FAX: (0880) 63-1168  
http://sukumo-shogin.co.jp/